電波監理審議会会長会見用資料

平成22年9月8日

無線設備規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令案について (平成22年7月14日 諮問第27号)

[通信用途のUWB無線システムの干渉軽減機能の具備に関する期限再延長に伴う制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(高橋課長補佐、北村係長)

電話:03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波部移動通信課

(中里課長補佐、和田係長)

電話:03-5253-5896

無線設備規則の一部を改正する省令の一部改正案について (通信用途の UWB 無線システムの干渉を軽減する機能の具備に関する 期限再延長について)

1 諮問の背景

マイクロ波帯を用いた通信用途の UWB 無線システムは、平成 18 年 8 月に制度化され、ローバンド (3.4~4.8GHz 帯の周波数の電波) は、干渉を軽減する機能を有することとされたが、ローバンドのうち、4.2~4.8GHz 帯の周波数の電波を使用するものについては、電波の有効利用及び UWB 無線システムの早期導入・普及の観点から、平成 20 年 12 月末までは干渉を軽減する機能を有さなくても良いとされた。また、平成 20 年 8 月に、第 4 世代移動通信システムの導入に向けた検討状況等を考慮し、干渉を軽減する機能を有することとされた期限を 2 年間延長し平成 22 年 12 月末までとされた。

今般、UWB 無線システムの普及状況、第4世代移動通信システムの導入時期を勘案し、干渉を軽減する機能を有することとされた期限を3年間延長し平成25年12月末までとする。

本件は、我が国における第4世代移動通信システム等の円滑な導入に支障を及ぼさ ない点にも十分配慮しつつ、経過措置を延長するための規定の整備を行うものである。

2 改正省令の概要

無線設備規則の一部を改正する省令(附則第2項)関係

平成 22 年 12 月 31 日までとされている UWB 無線システムの干渉を軽減する機能を 有することを要しない経過措置について、平成 25 年 12 月 31 日までに延長する。

また、併せて平成25年12月31日までに取得した技術基準適合証明等の効力に関する経過措置を規定する。

3 施行期日

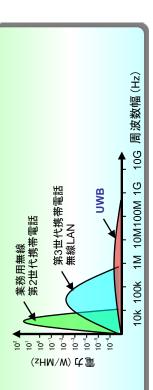
平成 22 年 10 月 公布・施行(予定)

NWB(NItra Mide Band:超広帯域)無線ツステムについて

UWB無線システムの概要

UMB無線システムとは

数百Mbps規模の高速通信を可能とする無線システム 非常に広い帯域幅にわたって電力を拡散させて、



通信用途のUMB無線システム

近距離(10m程度)でのパンコンやAV機器の情報伝送用(伝送速度:数十~数百Mbps)の「マイクロ波帯を用 いた通信用途のUWB無線システム」について、情報通信審議会において平成14年9月に審議を開始し、 年3月に一部答申。<u>平成18年8月に制度化</u>。



UWBレーダシステム (5)

なったこと等)を踏まえ、「UWBレーダシステムの技術的 平成21年11月に一部答申。<mark>平成22年</mark>4 情報通信審議会において、平成18年12 UWB無線システム関連技術の進歩(準ミリ波帯で数十m 程度の距離内の対象物を数十cm程度の精度で測距可能に 月に審議を再開し 条件」について、



ムにより、数十m程 度の距離内の対象物 (車、建物等)

OWB無線システムの経過措置の再延長について

現行規定において、3.4~4.8GHz帯の使用に際しては、干渉を軽減する機能を具備することが必要

ただし、「2008年(平成20年)12月31日まで」の間は、4.2~4.8GHz帯においては、干渉を軽減する機能を具備しなくとも使用可能(-41.3dBm/MHzまで出カ可)

※3.4~4.2GHz帯においては、干渉を軽減する機能を具備

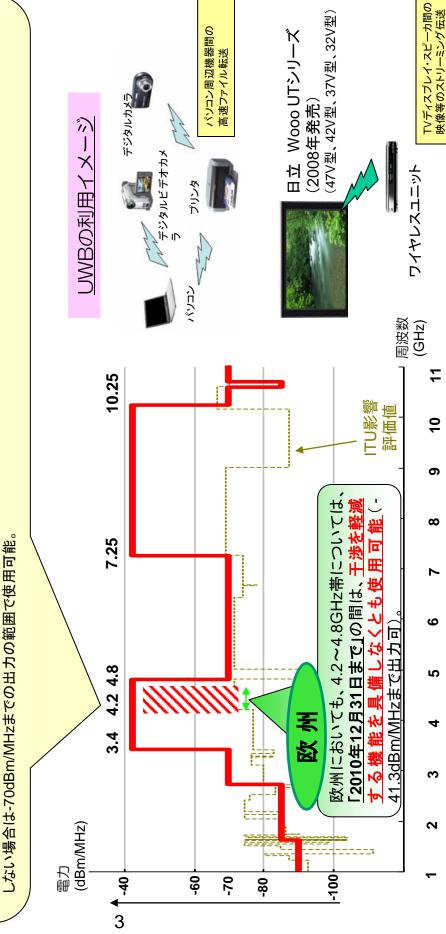
《現在》

《今回改正》

「2010年12月31日まで」に延長

「2013年12月31日まで」に延長

今回の改正により期限再延長



電波監理審議会会長会見用資料

平成22年9月8日

認定放送持株会社の認定について (平成22年9月8日 諮問第32号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(高橋課長補佐、北村係長)

電話:03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局地上放送課

(佐藤課長補佐、中屋敷係長)

電話:03-5253-5793

認定放送持株会社の認定について

申請年月日	平成22年7月7日
申請者(申請対象会社)	株式会社テレビ東京 代表取締役社長 島田 昌幸
	株式会社BSジャパン 代表取締役社長 山田 登
	テレビ東京ブロードバンド株式会社
	代表取締役社長 加藤 雅夫
	(平成22年10月1日付けで申請対象会社である「株式会
	社テレビ東京ホールディングス」を設立予定)
経営形態	株式会社
資本金	100億円
子会社となる一般放送事業	株式会社テレビ東京
者	株式会社BSジャパン
	エフエムインターウェーブ株式会社
主として一般放送事業者の	株式会社テレビ東京ミュージック ほか10社
放送の業務に密接に関連す	
る業務を行う子会社等	
申請対象会社の子会社であ	94.8%
る一般放送事業者等の株式	
の取得価額の合計額の総資	
産の額に対する割合	
申請対象会社及びその子会	初年度から単年度黒字を見込んでいる。
社の事業収支見積り	
主たる出資者及び議決権の	別紙1のとおり
数	
外国人等の直接及び間接に	1. 11%
占める議決権の比率の合計	

主たる出資者及び議決権の数

主たる出資者

氏 名 又は名 称等	住 所	職業	総議決権に 対する比率 (%)	備	考
(株)日本経済新聞社 代表取締役 喜多恒雄	東京都千代田区	新聞業	32. 04%		
新日本観光㈱ 代表取締役 糸山英太郎	東京都港区	ゴルフ場経営	7. 00%		
(株)三菱東京UFJ銀行 頭取 永易克典	東京都千代田区	金融業	3. 95%		
日本生命保険相互会社 代表取締役 岡本圀衛	東京都千代田区	生命保険業	3. 82%		
三井物産㈱ 代表取締役社長 飯島彰己	東京都千代田区	総合商社	3. 69%		
(株)みずほ銀行 取締役頭取 西堀利	東京都千代田区	金融業	2. 66%		
(株)東京計画 代表取締役社長 渡部勝義	東京都豊島区	不動産業	2. 43%		
日本トラスティ・サービス信託銀行 取締役社長 小田一穂	東京都中央区	金融業	2. 23%		
株式会社東芝 代表取締役社長 佐々木則夫	東京都港区	製造業	2. 17%		
東レ㈱ 代表取締役社長 榊原定征	東京都中央区	製造業	1. 91%		
(株)毎日放送 取締役社長 河内一友	大阪府大阪市	放送業	1. 91%		
東日本電信電話(株) 代表取締役社長 江部努	東京都新宿区	通信業	1. 73%		
テレビ大阪(株) 代表取締役社長 上田克己	大阪府大阪市	放送業	1. 45%		
(株)電通 代表取締役社長 高嶋達佳	東京都港区	広告業	1. 44%		

審査結果

株式会社テレビ東京、株式会社BSジャパン、テレビ東京ブロードバンド株式会社 (株式会社テレビ東京ホールディングス)

審査事項	審査の結果	適否
1 法令への適合性		
放送法(昭和25年法律第132号。」	以下「法」という。)への適合	
(1) 申請対象会社の形態	申請対象会社は、株式会社で設立するこ	\ *
(法第52条の30第2項第1号)	とを予定していることから、適合する。	適
(2) 申請対象会社の業務内容	10月1日付けで株式移転により持株会	
(法第52条の30第2項第2号)	社(申請対象会社)を設立し、一般放送事	
	業者である株式会社テレビ東京及び株式会	適
	社BSジャパンは申請対象会社の子会社と	旭
	して存続することから、申請対象会社は一	
	般放送事業者でないため、適合する。	
(3)申請対象会社の子会社に対する資産要	申請対象会社の子会社等である一般放送	
件	事業者等の株式の取得価額の合計額の当該	
(法第52条の30第2項第3号)	申請対象会社の総資産に対する割合は5	
	0%を大きく超える(94.8%)と見込	適
	まれており、当該割合は常時50%を超え	
	ることが確実であると見込まれることか	
	ら、適合する。	
(4)申請対象会社及び子会社の収支見込み	事業収支は初年度から単年度黒字を見込	適
(法第52条の30第2項第4号)	んでおり、良好であると認められる。	<u> </u>
(5) 申請対象会社の外資等の支配状況	業務を執行する役員に外国人等はおら	
(法第52条の30第2項第5号イ及びロ	ず、また、外国人等が占める議決権割合は	適
)	20%未満であり、該当しないものと認め	<u> </u>
	られることから、適合する。	
(6) 申請対象会社の欠格事由	法、電波法(昭和25年法律第131号)	
(法第52条の30第2項第5号ハ~リ)	及び電気通信役務利用放送法(平成13年	
	法律第85号)に規定する罪を犯したこと	適
	はなく、また、上記法律に違反し、行政処	
	分を受けたこともないことから、適合する。	

2 行政手続法(平成5年法律第88号)第	ちら久にトリハにすることとされている室本甘油	 ≢への済			
2 行政手続法(平成5年法律第88号)第5条により公にすることとされている審査基準への適 合性					
ロビ 放送法関係審査基準(平成13年総務省訓令第68号。以下「審査基準」という。)への適合					
(1) 一般放送事業者である子会社 一般放送事業者である株式会社テレビ東					
・2以上の一般放送事業者を子会社とする	京、株式会社BSジャパン及びエフエムイン				
こと	「京、林式芸社日日フヤハン及びエフエムイン ターウェーブ株式会社を子会社とすること	適			
(審査基準第10条(1))	サーフェーフ株式芸社を子芸社とすること から、適合する。				
(2) 申請対象会社の形態	申請対象会社は、1(1)のとおり株式会				
		` *			
・株式会社であること	社であることを予定していることから、適合	適			
(審査基準第10条(2))	する。				
(3)申請対象会社の業務内容	申請対象会社は、1 (2) のとおり一般放				
・一般放送事業者でないこと	送事業者ではないため、適合する。	適			
(審査基準第10条(3))					
(4)申請対象会社の子会社に対する資産					
要件等					
- 子会社である一般放送事業者及びこれに	1 (3)のとおり、常時50%を超えるこ				
準ずる者の株式の取得価額の合計が当	とが確実であると見込まれることから、適合 				
該申請対象会社の総資産の50%を常	する。				
時超えること					
・準ずる者が主として一般放送事業者の密	申請対象会社は一般放送事業者に準ずる				
接関連業務を行っていること	者の株式を保有していない。	谪			
(審査基準第10条(4))	(参考)	70			
	一般放送事業者に準ずる者とされる11				
	社については、その業務内容、約款及び収入				
	に係る状況から判断して、審査基準第10条				
	(4)ア〜コに該当する業務を行うものに該当				
	し、また、当該業務に係る収入の当該者の総				
	収入に占める割合が50%以上であるもの				
	と認められる。				
(5) 申請対象会社及び子会社の収支見込	事業収支の見込みは、1 (4) のとおり良				
み	好であると認められる。				
・収支の見込みが良好であること	また、当該見込みは、事業計画書及び事業				
(審査基準第10条(5))	収支の見積り並びに貸借対照表及び損益計	適			
	算書における、向こう5年間の財務状況や過				
	去3年の財務状況から判断し、適切であると				
	認められる。				

(6) 申請対象会社の欠格事由	法第52条の30第2項第5号イ~リま	
(審査基準第10条(6))	での各規定に該当しないものと認められる	適
	ことから、適合する。	

電波監理審議会会長会見資料

平成22年9月8日

207. 5MHz 以上 222MHz 以下の周波数を使用する特定基地局の開設に

関する計画の認定について

(平成22年8月17日 諮問第31号)

[携帯端末向けマルチメディア放送の開設計画の認定について]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(高橋課長補佐、北村係長)

電話:03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局地上放送課

(佐藤課長補佐、中屋敷係長)

電話:03-5253-5793

207. 5MHz 以上 222MHz 以下の周波数を使用する特定 基地局の開設に関する計画の認定について

本年4月に当審議会の答申を踏まえて制定・告示された 207.5MHz 以上 222MHz 以下の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針(平成 22 年総務省告示第 173 号。以下「開設指針」という。)においては、207.5MHz 以上 222MHz 以下の周波数を使用する特定基地局の開設に関する計画(以下「開設計画」という。)の認定は、電波法第 27 条の 13 第 4 項各号に規定する要件(同項第 1 号については、開設指針第 1 項から第 4 項まで、第 5 項第 2 号、同項第 3 号(一)から四まで及び別表第二に規定する要件に限る。以下「認定要件」という。)を満たしているか否かの審査(以下「要件審査」という。)を行い、認定要件を満たしている申請の数が 1 の場合は当該申請に対してするものとし、2 以上の場合はそれぞれの申請について開設指針別表第三の基準(以下「比較審査基準」という。)により比較審査を行い、当該申請のうち比較審査基準への適合の度合いが最も高い 1 の申請に対してするものとされている。

開設計画の認定に係る審査を行うに当たり、開設指針を変更すべき特段の事情は認められなかったことから、同指針に基づき審査を行った。

両申請者の開設計画について要件審査を行った結果、いずれも認定要件を満たしている ものと認められた。(要件審査の結果については、別添1-A及び別添1-Bのとおり。)

次に、比較審査基準により比較審査を行ったところ、

株式会社マルチメディア放送はメディアフロージャパン企画株式会社に比して、

- ・委託放送業務の円滑な運営のための取組に関する計画の内容がより充実していること (開設指針別表第三第一項第三号)について優位、
- ・開設計画に従って円滑に当該特定基地局を整備するための能力がより充実していること (同項第四号(-)) についてやや優位、
- ・当該特定基地局の運用による受託国内放送を確実に開始し、かつ、継続的に運営する ために必要な財務的基礎がより充実していること(同号(二))について優位であり、

メディアフロージャパン企画株式会社は株式会社マルチメディア放送に比して、

・電気通信設備の設置及び運用を円滑に行うための技術的能力がより充実していること (同号(三)) についてやや優位である

と認められた。(比較審査の結果については、別添2のとおり。)

したがって、株式会社マルチメディア放送からの申請の方が、比較審査基準への適合の 度合いが高いと認められたため、その旨の答申を行なったものである。

要件審査の結果

申請者 株式会社マルチメディア放送

	審査項目	判定	審査概要		
開	開設計画が開設指針に照らし適切なものであること。(電波法第二十七条の十三第四項第一号)				
	開設指針の対象とする特定基地局の範囲に関す	トる事項	(開設指針第一項)		
	無線設備規則第四章第二節の八の二に規	適	申請者が開設を希望している特定基地局		
	定する技術基準に係る無線設備を使用して受		は、無線設備規則第四章第二節の八の二に		
	託国内放送を行う放送局のうち、開設指針第		規定する技術基準に係る無線設備を使用して		
	二項第一号に規定する周波数を使用するもの		受託国内放送を行う放送局のうち、207.5MHz		
	であること。(開設指針第一項)		以上222MHz以下の周波数を使用するもので		
			あることから、適当と認められる。		
	周波数割当計画に示される割り当てることが可	能である	周波数のうち当該特定基地局に使用させること		
	とする周波数及びその周波数の使用に関する事	項(開設	始 指針第二項)		
	使用する周波数は、207.5MHz以上222MHz	適	申請者が使用を希望している周波数は、		
	以下の周波数であること。(開設指針第二項第		207.5MHz以上222MHz以下であることから、適		
	一号)		当と認められる。		
	第一号に規定する周波数の使用区域が全	適	申請者が希望する周波数の使用区域は、全		
	国であること。(開設指針第二項第二号)		国であることから、適当と認められる。		
	第一号に規定する周波数の使用は平成23	適	申請者が希望する周波数の使用開始時期		
	年7月25日以降であること。(開設指針第二項		は、平成23年7月25日以降であることから、適		
	第三号)		当と認められる。		
	当該特定基地局の配置及び開設時期に関する	事項(開	段指針第三項)		
	開設計画の認定の日から3年以内に全国の	適	申請者は、開設計画の認定の日から3年と		
	世帯カバー率が100分の50以上になるように特		想定していた平成25年7月末までに、全国の		
	定基地局を配置し、開設すること。(開設指針		世帯カバー率が100分の50以上になるように特		
	第三項第一号)		定基地局を配置し、開設することとしていること		
			から、適当と認められる。		
	開設計画の認定の日から5年以内に全国の	適	申請者は、開設計画の認定の日から5年と		
	世帯カバー率が100分の90以上になり、かつ、		想定していた平成27年7月末までに全国の世		
	総合通信局の管轄区域ごとの世帯カバー率が		帯カバー率が100分の90以上になり、かつ、総		
	すべて100分の70以上になるように特定基地局		合通信局の管轄区域ごとの世帯カバー率がす		
	を配置し、開設すること。(開設指針第三項第		べて100分の70以上となるように特定基地局を		
	二号)		配置し、開設することとしていることから、適当		
			と認められる。		

開設計画の認定の日から5年以内に全国の	適	 申請者は、開設計画の認定の日から5年と
駅カバー率が100分の70以上になり、かつ、総	\ <u></u>	想定していた平成27年7月末までに全国の駅
合通信局の管轄区域ごとの駅カバー率がすべ		カバー率が100分の70以上になり、かつ、総合
て100分の50以上になるように特定基地局を配		通信局の管轄区域ごとの駅カバー率がすべて
置し、開設すること。(開設指針第三項第三号		100分の50以上になるように特定基地局を配置
(一))		100万0500以上になるように特定率地局を配置 し、開設することとしていることから、適当と認
		められる。
開設計画の認定の日から5年以内に全国の	適	申請者は、開設計画の認定の日から5年と
道路施設カバー率が100分の50以上になるよう	旭	中間有は、開設計画の認定の日から3年と 想定していた平成27年7月末までに全国の道
に特定基地局を配置し、開設すること。(開設		
		路施設力バー率が100分の50以上になるように
指針第三項第三号(二))		特定基地局を配置し、開設することとしている
	\- 	ことから、適当と認められる。
全国において、当該特定基地局により行わ	適	申請者は、小規模の難視聴地区対策として
れる放送があまねく受信できるように努めるこ		ギャップフィラーによる対策を実施するととも
と。(開設指針第三項第四号)		に、平成28年度~平成30年度にそれぞれ25局
		程度の特定基地局を設置し、全国において、
		当該特定基地局により行われる放送があまね
		く受信できるように努めることとしていることか
		く受信できるように努めることとしていることか ら、適当と認められる。
	× 率的な和	
当該特定基地局の無線設備に係る電波の能 (開設指針第四項)	率的な和	ら、適当と認められる。
	率的な和適	ら、適当と認められる。
(開設指針第四項)	· ·	ら、適当と認められる。 可用を確保するための技術の導入に関する事項
(開設指針第四項) 当該特定基地局のすべてにおいて、同一の	· ·	ら、適当と認められる。 利用を確保するための技術の導入に関する事項 申請者は、当該特定基地局のすべてにおい
(開設指針第四項) 当該特定基地局のすべてにおいて、同一の 送信の方式により同一の放送番組を同一周波	· ·	ら、適当と認められる。 利用を確保するための技術の導入に関する事項 申請者は、当該特定基地局のすべてにおい て、同一の送信の方式により同一の放送番組
(開設指針第四項) 当該特定基地局のすべてにおいて、同一の 送信の方式により同一の放送番組を同一周波 数の電波で送信するものであること。(開設指	適	ら、適当と認められる。 可用を確保するための技術の導入に関する事項 申請者は、当該特定基地局のすべてにおいて、同一の送信の方式により同一の放送番組 を同一周波数の電波で送信することとしている ことから、適当と認められる。
(開設指針第四項) 当該特定基地局のすべてにおいて、同一の 送信の方式により同一の放送番組を同一周波 数の電波で送信するものであること。(開設指 針第四項)	適	ら、適当と認められる。 可用を確保するための技術の導入に関する事項 申請者は、当該特定基地局のすべてにおいて、同一の送信の方式により同一の放送番組 を同一周波数の電波で送信することとしている ことから、適当と認められる。
(開設指針第四項) 当該特定基地局のすべてにおいて、同一の送信の方式により同一の放送番組を同一周波数の電波で送信するものであること。(開設指針第四項) 当該特定基地局の円滑な開設の推進に関す	適	ら、適当と認められる。 利用を確保するための技術の導入に関する事項 申請者は、当該特定基地局のすべてにおい て、同一の送信の方式により同一の放送番組 を同一周波数の電波で送信することとしている ことから、適当と認められる。 の他必要な事項(開設指針第五項)
(開設指針第四項) 当該特定基地局のすべてにおいて、同一の 送信の方式により同一の放送番組を同一周波 数の電波で送信するものであること。(開設指 針第四項) 当該特定基地局の円滑な開設の推進に関す。 申請者が、14.5MHzの帯域幅を申請している	適	ら、適当と認められる。 利用を確保するための技術の導入に関する事項 申請者は、当該特定基地局のすべてにおいて、同一の送信の方式により同一の放送番組を同一周波数の電波で送信することとしていることから、適当と認められる。 の他必要な事項(開設指針第五項) 申請者が使用を希望している周波数は、
(開設指針第四項) 当該特定基地局のすべてにおいて、同一の 送信の方式により同一の放送番組を同一周波 数の電波で送信するものであること。(開設指 針第四項) 当該特定基地局の円滑な開設の推進に関す。 申請者が、14.5MHzの帯域幅を申請している	適	ら、適当と認められる。 利用を確保するための技術の導入に関する事項 申請者は、当該特定基地局のすべてにおいて、同一の送信の方式により同一の放送番組 を同一周波数の電波で送信することとしている ことから、適当と認められる。 の他必要な事項(開設指針第五項) 申請者が使用を希望している周波数は、 207.5MHzから222MHzまでであることから、適
(開設指針第四項) 当該特定基地局のすべてにおいて、同一の送信の方式により同一の放送番組を同一周波数の電波で送信するものであること。(開設指針第四項) 当該特定基地局の円滑な開設の推進に関す申請者が、14.5MHzの帯域幅を申請していること。(開設指針第五項第二号(一))	適多事項を	ら、適当と認められる。 利用を確保するための技術の導入に関する事項 申請者は、当該特定基地局のすべてにおいて、同一の送信の方式により同一の放送番組を同一周波数の電波で送信することとしていることから、適当と認められる。 の他必要な事項(開設指針第五項) 申請者が使用を希望している周波数は、207.5MHzから222MHzまでであることから、適当と認められる。
(開設指針第四項) 当該特定基地局のすべてにおいて、同一の送信の方式により同一の放送番組を同一周波数の電波で送信するものであること。(開設指針第四項) 当該特定基地局の円滑な開設の推進に関す申請者が、14.5MHzの帯域幅を申請していること。(開設指針第五項第二号(一))	適多事項を	ら、適当と認められる。 可用を確保するための技術の導入に関する事項 申請者は、当該特定基地局のすべてにおいて、同一の送信の方式により同一の放送番組を同一周波数の電波で送信することとしていることから、適当と認められる。 の他必要な事項(開設指針第五項) 申請者が使用を希望している周波数は、207.5MHzから222MHzまでであることから、適当と認められる。 申請された開設計画において、電波法第二
(開設指針第四項) 当該特定基地局のすべてにおいて、同一の 送信の方式により同一の放送番組を同一周波 数の電波で送信するものであること。(開設指 針第四項) 当該特定基地局の円滑な開設の推進に関す 申請者が、14.5MHzの帯域幅を申請している こと。(開設指針第五項第二号(一)) 申請された開設計画において、電波法第二 十七条の十三第二項及び無線局免許手続規	適多事項を	ら、適当と認められる。 利用を確保するための技術の導入に関する事項 申請者は、当該特定基地局のすべてにおいて、同一の送信の方式により同一の放送番組を同一周波数の電波で送信することとしていることから、適当と認められる。 の他必要な事項(開設指針第五項) 申請者が使用を希望している周波数は、207.5MHzから222MHzまでであることから、適当と認められる。 申請された開設計画において、電波法第二十七条の十三第二項及び無線局免許手続規
(開設指針第四項) 当該特定基地局のすべてにおいて、同一の送信の方式により同一の放送番組を同一周波数の電波で送信するものであること。(開設指針第四項) 当該特定基地局の円滑な開設の推進に関す申請者が、14.5MHzの帯域幅を申請していること。(開設指針第五項第二号(一)) 申請された開設計画において、電波法第二十七条の十三第二項及び無線局免許手続規則第二十五条の四に定めるもののほか、開設	適多事項を	ら、適当と認められる。 利用を確保するための技術の導入に関する事項 申請者は、当該特定基地局のすべてにおいて、同一の送信の方式により同一の放送番組を同一周波数の電波で送信することとしていることから、適当と認められる。 の他必要な事項(開設指針第五項) 申請者が使用を希望している周波数は、207.5MHzから222MHzまでであることから、適当と認められる。 申請された開設計画において、電波法第二十七条の十三第二項及び無線局免許手続規則第二十五条の四に定めるもののほか、開設
(開設指針第四項) 当該特定基地局のすべてにおいて、同一の送信の方式により同一の放送番組を同一周波数の電波で送信するものであること。(開設指針第四項) 当該特定基地局の円滑な開設の推進に関す申請者が、14.5MHzの帯域幅を申請していること。(開設指針第五項第二号(一)) 申請された開設計画において、電波法第二十七条の十三第二項及び無線局免許手続規則第二十五条の四に定めるもののほか、開設指針別表第一に規定する事項が記載されてい	適多事項を	ら、適当と認められる。 利用を確保するための技術の導入に関する事項 申請者は、当該特定基地局のすべてにおいて、同一の送信の方式により同一の放送番組を同一周波数の電波で送信することとしていることから、適当と認められる。 の他必要な事項(開設指針第五項) 申請者が使用を希望している周波数は、207.5MHzから222MHzまでであることから、適当と認められる。 申請された開設計画において、電波法第二十七条の十三第二項及び無線局免許手続規則第二十五条の四に定めるもののほか、開設指針別表第一に規定する事項が記載されてい
(開設指針第四項) 当該特定基地局のすべてにおいて、同一の送信の方式により同一の放送番組を同一周波数の電波で送信するものであること。(開設指針第四項) 当該特定基地局の円滑な開設の推進に関す申請者が、14.5MHzの帯域幅を申請していること。(開設指針第五項第二号(一)) 申請された開設計画において、電波法第二十七条の十三第二項及び無線局免許手続規則第二十五条の四に定めるもののほか、開設指針別表第一に規定する事項が記載されていること。(開設指針第五項第二号(二))	適事項を適適	ら、適当と認められる。 別用を確保するための技術の導入に関する事項 申請者は、当該特定基地局のすべてにおいて、同一の送信の方式により同一の放送番組を同一周波数の電波で送信することとしていることから、適当と認められる。 の他必要な事項(開設指針第五項) 申請者が使用を希望している周波数は、207.5MHzから222MHzまでであることから、適当と認められる。 申請された開設計画において、電波法第二十七条の十三第二項及び無線局免許手続規則第二十五条の四に定めるもののほか、開設指針別表第一に規定する事項が記載されているため、適当と認められる。

申請者が、本開設指針に係る他の開設計画 適 申請者は、本開設指針に係る他の開設計画 の認定の申請を行っている法人又は団体の役 の認定の申請を行っている法人又は団体の役 員(組合その他これに準ずる事業体にあって 員ではないことから、適当と認められる。 は、役員に相当する者を含む。)ではないこと。 (開設指針第五項第三号(二)) 申請者が法人又は団体である場合にあって 滴 申請者の役員は、本開設指針に係る他の開 は、その役員が本開設指針に係る他の開設計 設計画の認定の申請を行っていないことから、 画の認定の申請を行っていないこと。(開設指 適当と認められる。 針第五項第三号(三)) 申請者が法人又は団体である場合にあって 申請者が議決権の3分の1以上を保有する は、申請者が議決権の3分の1以上を保有す 者、申請者の議決権の3分の1以上を保有す る者、申請者の議決権の3分の1以上を保有 る者及び申請者の議決権の3分の1以上を保 する者及び申請者の議決権の3分の1以上を 有する者が議決権の3分の1以上を保有する 保有する者が議決権の3分の1以上を保有す 者(申請者を除く。)は、本開設指針に係る開設 る者(申請者を除く。)が、本開設指針に係る他 計画の認定の申請を行っていないことから、適 の開設計画の認定の申請を行っていないこと。 当と認められる。 (開設指針第五項第三号四) 開設指針別表第二に規定する開設計画の認定の要件(開設指針別表第二) 開設計画の適切性及び計画実施の確実性(開設指針別表第二第一項) 本開設指針の対象とする特定基地局の整備計画に関する事項(開設指針別表第二第一項第一号) 第三項第一号から第三号までの要件を満 申請者は、特定基地局を平成25年7月末ま 滴 たし、広範な地域において本開設指針の対 でに47局、平成27年7月末までに110局整備し 象とする特定基地局により行われる放送の て、第三項第一号から第三号までの要件を上 受信を可能とするための合理的かつ具体的 回る計画を有することから、適当と認められ な当該特定基地局の整備計画を有している る。 こと。(開設指針別表第二第一項第一号(一)) 第三項第四号の要件を満たす旨の当該 申請者は、小規模の難視聴地区対策として 適 特定基地局の整備計画を有していること。 ギャップフィラーによる対策を実施するととも (開設指針別表第二第一項第一号(二)) に、平成28年度~平成30年度にそれぞれ25局 程度の特定基地局を設置し、全国において、 当該特定基地局により行われる放送があまね く受信できるように努めることとしていることか ら、適当と認められる。 受信設備の普及に関する事項(開設指針別表第二第一項第二号) 当該特定基地局により行われる放送を受 申請者は、以下の計画を有することから、適 滴 信することのできる受信設備を全国において 当と認められる。 国民に普及させるための合理的かつ具体的 ・ 既存技術の活用により受信設備の開発期 な計画を有していること。(開設指針別表第 間を短縮し、平成23年後半に実用の受信設

二第一項第二号)

備の発売が開始される予定としている。

- ・ 試作受信設備の開発、コンテンツ配信実験等の各種取組を既に実施。
- ・ 具体的な数値による携帯電話端末への受 信機能の搭載及びこれに基づく普及計画に ついて携帯電話事業社2者から経営レベル での了解を取り付け済み。

受託放送役務の提供に関する事項(開設指針別表第二第一項第三号)

受託放送役務の料金その他の提供条件の設定が法令に照らし適正なものになると見込まれることその他委託放送業務の円滑な運営のための取組に関する合理的かつ具体的な計画を有していること。(開設指針別表第二第一項第三号)

適

申請者は、以下の計画を有することから、適当と認められる。

- ・ 受託放送役務の料金の設定について、特定の委託放送事業者に対し不当な差別的取扱いをしている事項は見当たらない。
- ・ その他の提供条件については、委託放送事業者に対して不当な義務を課すような事項等は特段見当たらず、法令に照らし適正なものになると見込まれる。
- ・委託放送業務の円滑な利用に関する取組 として、①立ち上がり期における受託放送料 金の額の割引の設定、②関連事業者と会員 制の協議会を設立し事務局的役割を担うこと 等を計画している。

開設計画の実施に関する能力及び体制に関する事項(開設指針別表第二第一項第四号)

開設計画に従って円滑に当該特定基地局を整備するための能力を有していること。(開設指針別表第二第一項第四号(一))

適

申請者は、以下の取組実績及び今後の計画を有することから、適当と認められる。

- ・無線設備、中継回線その他の必要な電気 通信設備の確保については、予定する運用 開始時期に間に合うように設備等を調達・確 保できることを関係業者に確認済み。
- ・特定基地局の設置場所の確保に関しては、 基幹的な大規模局について、可能な限り管 理者の立会いの下で現地調査を行い、51に 上る項目についての詳細な調査を行った上 で、利用の可否を判断するなどしている。
- ・特定基地局の開設に関する地域住民の合 意形成に向けた取組については、特定基地 局の候補地選定にあたっての調査段階にお

いて、地域住民の理解が得られるよう既存の 鉄塔の利用を最優先に検討するなどしたほか、周辺住民や近隣環境に配慮することを考慮した選定を行うなどの計画を有する。

- 有線テレビジョン放送の受信に与える障害 の防止又は解消に関する取組について、
- ① 有線テレビジョン放送事業者等と協議の 上、事前周知広報等の対策体制を整備す る。
- ② 対象となる世帯数については自主放送を 行っている許可施設や共聴施設を対象とし て、関係者ヒアリング等に基づき地域特性 分布を調査した上で算出している。
- ③ 障害の防止・解消に要する費用について は個別対策費用、事前周知広報活動等の 費用を計上している。
- ・ブースター障害等の防止又は解消に関する 取組については、ブースター障害を与えるお それのある個別受信世帯数等を算出した上 で、障害を解消するための方法(周知広報及 び視聴者からの相談や苦情の受付等)につ いて検討を行い、そのために必要となる費用 を計上している。
- ・工事業者その他の業者との協力体制の確保については、出資者である地上放送事業者と特定基地局の建設に関する業務委託契約を締結し、工事に関しては、実績のあるメーカーへ発注する計画としている。

当該特定基地局の運用による受託国内放送を確実に開始し、かつ、継続的に運営するために必要な財務的基礎を有していること。 (開設指針別表第二第一項第四号(二)) 適

申請者は、以下の計画を有することから、適当と認められる。

- ・ 平成28年度までの総工事費は438.0億円。 メーカーからの見積もりやヒアリングを根拠に 算出した単価等により送信設備等の見積もり を行っている。
- ・ 資金調達については、必要な資金の額を満たす、出資及びリースによる調達を計画しており、それぞれ根拠となる文書が提出されている。

		・ 事業収支計画については、平成26年度に
		年度黒字を達成する計画となっている。
電気通信設備の設置及び運用を円滑に	適	申請者は、以下の実績を有することから
行うための技術的能力を有していること。(開		当と認められる。
設指針別表第二第一項第四号(三))		・ 技術的な検討及び実験については、フ
		ルキャスティングサービスに係る伝送特性
		測定等のサービスの実証実験等を実施
		み。
		・ 標準化の活動については、微電波産業
		の標準化作業へ参加し、標準規格案の署
		をほぼ完了している。
電気通信設備の保守及び管理体制並び	適	申請者は、以下の計画を有することから、
に障害時の対応体制を整備すること。(開設		当と認められる。
指針別表第二第一項第四号四)		・ 社内の中央監視センターと各地域監視も
		ターにより24時間監視を実施するとともに、
		守計画を作成し、保守業務が円滑に機能
		るよう体系化。
		・ 障害時の対応体制については、保守担
		者の派遣による一次対応、中央監視センク
		における二次対応体制を整備するほか、
		害の規模に応じた事故対策本部の招集、
		練の実施。
関係法令の規定に基づき無線従事者を適	適	申請者は、以下の計画を有することから、
切に配置すること。(開設指針別表第二第一		当と認められる。
項第四号(五))		・ 特定基地局の展開に応じて無線従事者
		配置。
		・ 教育・訓練等を通じて将来的な無線従事
		の確保も図る。
電波法、放送法その他の関係法令を遵守	適	申請者は、以下の計画を有することから、
して適切な方法により業務を行う体制を整備		当と認められる。
すること。(開設指針別表第二第一項第四号		・ コンプライアンス推進委員会の設置、コン
(六)		ライアンス管理規程等の社内規程の策力
		相談窓口の設置等を実施。
		・ 社員等に対する研修の実施等を予定。
混信等の防止(開設指針別表第二第二項)		
既設の無線局(予備免許を受けているも	適	申請者は、干渉波を減衰させるフィルター
のを含む。) 若しくは電波法第五十六条第一		挿入を前提に検討し、また、干渉の影響が火
項に規定する指定を受けている受信設備		 くなるように空中線の電力分配の調整等の

	(以下「既設の無線局等」という。)の運用又		イトエンジニアリングを実施する計画としている
	は電波の監視を阻害する混信その他の妨害		ことから、適当と認められる。
	を防止するための技術の導入について合理		
	的かつ具体的な計画を有していること。(開		
	設指針別表第二第二項第一号)		
	既設の無線局等の運用又は電波の監視	適	申請者は、隣接する周波数帯を使用するシ
	を阻害する混信その他の妨害を防止するた		ステムへの混信等が発生する場合、関係事業
	めの対策を適切に講ずるための合理的かつ		者との事前協議を行った上で、具体的な状況
	具体的な計画を有していること。(開設指針		に応じて個別に対処するとしていることから、
	別表第二第二項第二号)		適当と認められる。
	電波の能率的な利用の確保(開設指針別表第	二第三	項)
	第四項に掲げる要件を満たすことその他	適	申請者は、送信の方式について、標準テレ
	電波の能率的な利用を確保するための合理		ビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送
	的かつ具体的な計画を有していること。(開		信の標準方式(平成15年総務省令第26号)に
	設指針別表第二第三項)		規定されている方式を用いるとともに、各種の
			SFN混信対策を講じることにより、全国をSFN
			でカバーする計画としていることから、適当で
			あると認められる。
	その他(開設指針別表第二第四項)		
	別表第二第一項から第三項までのほか、	適	申請者は、以下の計画を有することから、適
	当該特定基地局を開設して受託国内放送を		当と認められる。
	行うことが、放送の普及及び健全な発達に		・ 平成18年に合同会社を設立し、事業化に向
	寄与すること。(開設指針別表第二第四項)		けた取組を実施。
			・ 情報通信審議会等における技術方式等の
			提案、下部委員会等に参加。
			・ 国内、海外における技術方式や携帯端末向
			けマルチメディア放送の理解促進、プロモー
			ション等のための展示・講演等の普及活動を
			実施。また、視聴者・利用者調査を行った。
厚	開設計画が確実に実施される見込みがあるこ	適	申請者は、特定基地局の整備、資金の調
ا)ع	電波法第二十七条の十三第四項第二号)		達、体制の整備等に係る計画の合理性、具体
			性等から、開設計画が確実に実施される見込
			みがあると認められる。
厚	開設計画に係る放送系に含まれるすべての特	適	申請者は、開設計画に係る放送系に含まれ
定基	基地局について、周波数の割当てが可能である。		るすべての特定基地局について、207.5MHz 以
るこ	と(電波法第二十七条の十三第四項第三号)		上 222MHz 以下の周波数の使用を希望してお
			り、適当と認められる。

要件審査の結果

申請者 メディアフロージャパン企画株式会社

	審査項目	判定	審査概要		
屏	開設計画が開設指針に照らし適切なものであること。(電波法第二十七条の十三第四項第一号)				
	開設指針の対象とする特定基地局の範囲に関する事項(開設指針第一項)				
	無線設備規則第四章第二節の八の二に規	適	申請者が開設を希望している特定基地局		
	定する技術基準に係る無線設備を使用して受		は、無線設備規則第四章第二節の八の二に規		
	託国内放送を行う放送局のうち、開設指針第		定する技術基準に係る無線設備を使用して受		
	二項第一号に規定する周波数を使用するもの		託国内放送を行う放送局のうち、207.5MHz以上		
	であること。(開設指針第一項)		222MHz以下の周波数を使用するものであるこ		
			とから、適当と認められる。		
	周波数割当計画に示される割り当てることが可	能である	周波数のうち当該特定基地局に使用させること		
	とする周波数及びその周波数の使用に関する事	項(開設	治針第二項)		
	使用する周波数は、207.5MHz以上222MHz	適	申請者が使用を希望している周波数は、		
	以下の周波数であること。(開設指針第二項第		207.5MHz以上222MHz以下であることから、適		
	一号)		当と認められる。		
	第一号に規定する周波数の使用区域が全	適	申請者が希望する周波数の使用区域は、全		
	国であること。(開設指針第二項第二号)		国であることから、適当と認められる。		
	第一号に規定する周波数の使用は平成23	適	申請者が希望する周波数の使用開始時期		
	年7月25日以降であること。(開設指針第二項		は、平成23年7月25日以降であることから、適		
	第三号)		当と認められる。		
	当該特定基地局の配置及び開設時期に関する事	事項(開	設指針第三項)		
	開設計画の認定の日から3年以内に全国の	適	申請者は、開設計画の認定の日から3年と		
	世帯カバー率が100分の50以上になるように特		想定していた平成25年7月末までに全国の世		
	定基地局を配置し、開設すること。(開設指針		帯カバー率が100分の50以上になるように特定		
	第三項第一号)		基地局を配置し、開設することとしていることか		
			ら、適当と認められる。		
	開設計画の認定の日から5年以内に全国の	適	申請者は、開設計画の認定の日から5年と		
	世帯カバー率が100分の90以上になり、かつ、		想定していた平成27年7月末までに全国の世		
	総合通信局の管轄区域ごとの世帯カバー率が		帯カバー率が100分の90以上になり、かつ、総		
	すべて100分の70以上になるように特定基地局		合通信局の管轄区域ごとの世帯カバー率がす		
	を配置し、開設すること。(開設指針第三項第		べて100分の70以上となるように特定基地局を		
	二号)		配置し、開設することとしていることから、適当		
			と認められる。		

	\ \	
開設計画の認定の日から5年以内に全国の	適	申請者は、開設計画の認定の日から5年と
駅カバー率が100分の70以上になり、かつ、総		想定していた平成27年7月末までに全国の駅カ
合通信局の管轄区域ごとの駅カバー率がすべ		バー率が100分の70以上になり、かつ、総合通
て100分の50以上になるように特定基地局を配		信局の管轄区域ごとの駅カバー率がすべて100
置し、開設すること。(開設指針第三項第三号		分の50以上になるように特定基地局を配置し、
(—))		開設することとしていることから、適当と認めら
		れる。
開設計画の認定の日から5年以内に全国の	適	申請者は、開設計画の認定の日から5年と
道路施設カバー率が100分の50以上になるよう		想定していた平成27年7月末までに全国の道
に特定基地局を配置し、開設すること。(開設		路施設カバー率が100分の50以上になるように
指針第三項第三号(二))		特定基地局を配置し、開設することとしているこ
		とから、適当と認められる。
全国において、当該特定基地局により行わ	適	申請者は、平成27年度内に、総合通信局の
れる放送があまねく受信できるように努めるこ		管轄区域(中国地方・四国地方を除く)ごとの世
と。(開設指針第三項第四号)		帯カバー率90%以上を実現(中国地方・四国地
		方についても、平成28年度以降速やかに世帯
		カバー率90%以上を実現)するなどの計画を有
		し、全国において、当該特定基地局により行わ
		 れる放送があまねく受信できるように努めること
		としていることから、適当と認められる。
当該特定基地局の無線設備に係る電波の能	率的な	 利用を確保するための技術の導入に関する事項
 (開設指針第四項)		
当該特定基地局のすべてにおいて、同一の	適	申請者は、当該特定基地局のすべてにおい
送信の方式により同一の放送番組を同一周波		 て、同一の送信の方式により同一の放送番組
数の電波で送信するものであること。(開設指		 を同一周波数の電波で送信することとしている
針第四項)		ことから、適当と認められる。
当該特定基地局の円滑な開設の推進に関す	∟ る事項そ	
申請者が、14.5MHzの帯域幅を申請している	適	申請者が使用を希望している周波数は、
こと。(開設指針第五項第二号(一))	~=	207.5MHzから222MHzまでであることから、適当
		と認められる。
申請された開設計画において、電波法第二	適	申請された開設計画において、電波法第二十
中間で北た開設計画において、電波法第二十七条の十三第二項及び無線局免許手続規	旭	中間で化た開設計画において、電波法第二十 七条の十三第二項及び無線局免許手続規則
十七宋の十三弟一頃及び無縁向先計于続焼 則第二十五条の四に定めるもののほか、開設		七宋の十三弟一項及び無縁局兄計子続規則 第二十五条の四に定めるもののほか、開設指
指針別表第一に規定する事項が記載されてい		針別表第一に規定する事項が記載されている
ること。(開設指針第五項第二号(二))	\- 	ため、適当と認められる。
申請者が、本開設指針に係る二以上の開設	適	申請者は、本開設指針に係る二以上の開設
計画の認定の申請を行っていないこと。(開設		計画の認定の申請を行っていないことから、適
指針第五項第三号(一))		当と認められる。

申請者が、本開設指針に係る他の開設計画 適 申請者は、本開設指針に係る他の開設計画 の認定の申請を行っている法人又は団体の役 の認定の申請を行っている法人又は団体の役 員(組合その他これに準ずる事業体にあって 員ではないことから、適当と認められる。 は、役員に相当する者を含む。)ではないこと。 (開設指針第五項第三号(二)) 申請者が法人又は団体である場合にあって 適 申請者の役員は、本開設指針に係る他の開 は、その役員が本開設指針に係る他の開設計 設計画の認定の申請を行っていないことから、 画の認定の申請を行っていないこと。(開設指 適当と認められる。 針第五項第三号(三)) 申請者が法人又は団体である場合にあって 申請者が議決権の3分の1以上を保有する は、申請者が議決権の3分の1以上を保有す 者、申請者の議決権の3分の1以上を保有する る者、申請者の議決権の3分の1以上を保有 者及び申請者の議決権の3分の1以上を保有 する者が議決権の3分の1以上を保有する者 する者及び申請者の議決権の3分の1以上を 保有する者が議決権の3分の1以上を保有す (申請者を除く。)は、本開設指針に係る開設計 る者(申請者を除く。)が、本開設指針に係る他 画の認定の申請を行っていないことから、適当 の開設計画の認定の申請を行っていないこと。 と認められる。 (開設指針第五項第三号四) 開設指針別表第二に規定する開設計画の認定の要件(開設指針別表第二) 開設計画の適切性及び計画実施の確実性(開設指針別表第二第一項) 本開設指針の対象とする特定基地局の整備計画に関する事項(開設指針別表第二第一項第一号) 第三項第一号から第三号までの要件を満 申請者は、特定基地局を平成25年7月末まで 滴 に264局、平成27年7月末までに677局整備し たし、広範な地域において本開設指針の対 象とする特定基地局により行われる放送の て、第三項第一号から第三号までの要件を上 受信を可能とするための合理的かつ具体的 回る計画を有することから、適当と認められる。 な当該特定基地局の整備計画を有している こと。(開設指針別表第二第一項第一号(一)) 第三項第四号の要件を満たす旨の当該 適 申請者は、平成27年度内に、総合通信局の 特定基地局の整備計画を有していること。 管轄区域(中国地方・四国地方を除く)ごとの世 (開設指針別表第二第一項第一号(二)) 帯カバー率90%以上を実現(中国地方・四国地 方についても、平成28年度以降速やかに世帯 カバー率90%以上を実現)するなどの計画を有 することから、適当と認められる。 受信設備の普及に関する事項(開設指針別表第二第一項第二号) 当該特定基地局により行われる放送を受 申請者は、以下の計画を有することから、適 滴 信することのできる受信設備を全国において 当と認められる。 国民に普及させるための合理的かつ具体的 既にチューナーチップセットが開発された技 な計画を有していること。(開設指針別表第 術を活用することとしており、平成23年後半に 二第一項第二号) 実用の受信設備の発売が開始される予定と

している。

- ・ 試作受信設備の開発、コンテンツ配信実験等の各種取組を既に実施。
- ・ 携帯電話事業者から携帯電話端末の普及 について協力の意図表明の連絡を受領。

受託放送役務の提供に関する事項(開設指針別表第二第一項第三号)

受託放送役務の料金その他の提供条件 の設定が法令に照らし適正なものになると 見込まれることその他委託放送業務の円滑 な運営のための取組に関する合理的かつ具 体的な計画を有していること。(開設指針別 表第二第一項第三号) 申請者は、以下の計画を有することから、適当と認められる。

- ・ 受託放送役務の料金の設定について、特定 の委託放送事業者に対し不当な差別的取扱 いをしている事項は見当たらない。
- ・ その他の提供条件については、委託放送事業者に対して不当な義務を課すような事項等は特段見当たらず、法令に照らし適正なものになると見込まれる。
- ・委託放送業務の円滑な利用に関する取組として、①立ち上がり期における受託放送料金の額の割引の設定、②委託放送業務への参入希望者向けの説明会の開催等を計画している。

開設計画の実施に関する能力及び体制に関する事項(開設指針別表第二第一項第四号)

開設計画に従って円滑に当該特定基地局を整備するための能力を有していること。

(開設指針別表第二第一項第四号(-))

適

申請者は、以下の計画を有することから、適当と認められる。

- ・無線設備、中継回線その他の必要な電気通信設備の確保については、予定する運用開始時期に間に合うように設備等を調達・確保できることを関係業者に確認済み。
- ・特定基地局の設置場所の確保に関しては、 設置場所の確保の可能性に関して、主に管理者へのヒアリング等に基づき、鉄塔、局舎 等の基本情報を確認した上で、利用の可否を 判断するなどしている。
- ・ 有線テレビジョン放送の受信に与える障害 の防止又は解消に関する取組について、
- ① (社)日本ケーブルテレビ連盟との間で作成する手引き書に基づいて対策を講じる。
- ② 対象となる世帯数については、自主放送を行っている許可施設を対象として、デジア

ナ変換を視聴するアナログテレビの残存台 数を予測した上で対策が必要なアナログテ レビ台数を算出している。 ③ 障害の防止・解消に要する費用として対 策機器購入費用、周知費用等の費用を計 上している。 ・ ブースター障害等の防止又は解消に関する 取組については、ブースター障害を与えるお それのある個別受信世帯数等を算出した上 で、障害を解消するための方法(周知広報及 び視聴者からの相談や苦情の受付等)につ いて検討を行い、そのために必要となる費用 を計上している。 ・ 工事業者その他の業者との協力体制の確 保については、出資者である電気通信事業 者からの技術要員の出向受入等により工事 管理体制を整備し、無線局設置工事への対 応は、実績のある業者から対応可能である旨 を確認済み。 当該特定基地局の運用による受託国内放 申請者は、以下の計画を有することから、適 適 送を確実に開始し、かつ、継続的に運営する 当と認められる。 ために必要な財務的基礎を有していること。 平成28年度までの総工事費は961.1億円。 (開設指針別表第二第一項第四号(二)) ベンダーからのRFI回答やヒアリング値を参 考に算定した単価等により、送信設備等の見 積もりを行っている。 ・ 資金調達については、必要な資金を満たす 資金調達を計画しており、資金調達の根拠と なる文書が提出されている。 • 平成28年度に単年度黒字を達成する事業 収支計画となっている。 電気通信設備の設置及び運用を円滑に 申請者は、以下の実績を有することから、適 適 行うための技術的能力を有していること。(開 当と認められる。 設指針別表第二第一項第四号(三) 技術的な検討、実験については、室内干渉 調査、VHF-High帯の電波伝搬特性測定・調 査、沖縄ユビキタス特区における実証試験等 を実施済み。 標準化活動については、協力企業の社員が (社)電波産業会標準規格策定に参画し、平成

		22年9月末に規格化完了予定。
電気通信設備の保守及び管理体制並び	適	申請者は、以下の計画を有することから、道
に障害時の対応体制を整備すること。(開設		 当と認められる。
指針別表第二第一項第四号四)		 ・ 東京のオペレーションセンターにおいて全[
		の特定基地局の集中監視(24時間、365日)
		 実施。
		 ・ 保守業務は、当該業務に精通した会社に
		託。
		・ 障害時の対応体制については、遠隔制御
		よる障害復旧等の一次対応の実施のほか
		 必要に応じた保守委託会社への復旧要請
		重大事故対策室の設置。
関係法令の規定に基づき無線従事者を適	適	申請者は、以下の計画を有することから、
切に配置すること。(開設指針別表第二第一		当と認められる。
項第四号(五))		・ ユビキタス特区実証試験等での実験試験
		の運用にあたり策定した無線局運用規定を
		直し、当該運用規定に基づいて無線従事
		の選解任を実施。
		・ 出資者である電気通信事業者からの有資
		者の派遣等により、開業当初から円滑な事
		立ち上げを図る。
		・ 自社での研修・教育を進め、継続的かつ
		定的な運用体制の構築を検討。
電波法、放送法その他の関係法令を遵守	適	申請者は、以下の計画を有することから、
して適切な方法により業務を行う体制を整備		当と認められる。
すること。(開設指針別表第二第一項第四号		・ コンプライアンス関連事項を審議決定する
(六)		関として企業倫理委員会の設置、啓発活動
		方針策定。
		・ 社員に対する教育の実施、企業倫理ヘル
		ラインの設置等。
混信等の防止(開設指針別表第二第二項)		
既設の無線局(予備免許を受けているも	適	申請者は、隣接システムとの混信を防止
のを含む。)若しくは電波法第五十六条第一		るフィルターの設置やアンテナの偏波面等の
項に規定する指定を受けている受信設備		イトエンジニアリング等を実施することとして
(以下「既設の無線局等」という。)の運用又		ることから、適当と認められる。
は電波の監視を阻害する混信その他の妨害		
を防止するための技術の導入について合理		
的かつ具体的な計画を有していること。(開		

	設指針別表第二第二項第一号)		
	既設の無線局等の運用又は電波の監視	適	申請者は、計画段階において干渉発生が懸
	を阻害する混信その他の妨害を防止するた		念される場合は事前に隣接する周波数帯を使
	めの対策を適切に講ずるための合理的かつ		用する免許人と協議を実施し、当該協議合意
	具体的な計画を有していること。(開設指針		内容に基づき、サイトエンジアリングを適宜実
	別表第二第二項第二号)		施するなどとしていることから、適当と認められ
			る。
	電波の能率的な利用の確保(開設指針別表第	二第三	項)
	第四項に掲げる要件を満たすことその他	適	申請者は、送信の方式について、標準テレビ
	電波の能率的な利用を確保するための合理		ジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信
	的かつ具体的な計画を有していること。(開		の標準方式(平成15年総務省令第26号)に規
	設指針別表第二第三項)		定されている方式を用いるとともに、各種の
			SFN混信対策を講じることにより、全国をSFNで
			カバーする計画としていることから、適当である
			と認められる。
	その他(開設指針別表第二第四項)		
	別表第二第一項から第三項までのほか、	適	申請者は、以下の計画を有することから、適
	当該特定基地局を開設して受託国内放送を		当と認められる。
	行うことが、放送の普及及び健全な発達に		・ 平成17年に企画会社を設立し、事業化に向
	寄与すること。(開設指針別表第二第四項)		けた取組を実施。
			・ 情報通信審議会等の作業班、WG、アドホッ
			クグループ等に参加。
			・ 国内、海外における技術方式や携帯端末向
			けマルチメディア放送の理解促進、プロモー
			ション等のための展示・講演等の普及活動を
			実施。
			・ 実証実験を行い技術的検証を行うとともに、
			当該実験を通じた普及活動を実施。
開	設計画が確実に実施される見込みがあるこ	適	申請者は、特定基地局の整備、資金の調達、
と(電	波法第二十七条の十三第四項第二号)		体制の整備等に係る計画の合理性、具体性等
			から、開設計画が確実に実施される見込みが
			あると認められる。
開	設計画に係る放送系に含まれるすべての特	適	申請者は、開設計画に係る放送系に含まれ
定基	地局について、周波数の割当てが可能であ		るすべての特定基地局について、207.5MHz 以
ること	と(電波法第二十七条の十三第四項第三号)		上 222MHz 以下の周波数の使用を希望してお

207.5MHz 以上 222MHz 以下の周波数を使用する特定基地局の開設計画に係る比較審査の結果

メディアフロージャパン企画株式会社をB社と表記している。 株式会社マルチメディア放送をA社、 ※以下では、便宜上、

開設指針の規定(比較審査基準)	₩	148	評価の考え方
一 開設計画の適切性及び計画実施の確実性	施の確実性		
1 本開設指針の対象とする	1 事業開始予定時期	1 事業開始予定時期	(世帯カバー率、駅カバー率及び道路施設
特定基地局の整備計画に関	平成 24 年4月1日	平成 24 年4月1日	
する事項			※ 各カバー率の算出条件として、A社は都
より広節な地域において	2 置局の基本的な考え方	2 置局の基本的な考え方	市減衰を考慮し、B社よりも厳しい算出方
より早期に本聞設指針の	・ 既存の放送用鉄塔を活用し、都市部を大規模局によってカバーしつ	・ 放送用鉄塔に加えて、電気通信事業用や業務用の施設を活用し、大	法を用いており、B社と同じ算出条件を用
さん - ベジ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	つ、中小規模局を組み合わせてエリアを確保していく計画。	規模及び中小規模の局によってエリアを確保していく計画。	いた場合よりもカバー率は低くなっている
くがし、らことのおうだった。これでなっておいます。	また、小規模の難視聴地区対策として、ギャップフィラーを設置予定。	・平成 27 年度末までに全国に 865 局を設置する予定。	と考えられるが、以下では、申請された計一二・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
アンニイイでの以外の文 ロケロポイナイン かん 当時	・平成 27 年度末までに全国に 125 局を設置する予定。		■上の記載値に基つき比較を行ってい 2 ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~
6 5 能し、のにのの 国贸 体の 世界 体の 神 本 の 人 教 作 計 本 の 人 教 値 中 面 か	・ 特定基地局の開設数	・ 特定基地局の開設数	°
付た金がある。「おいる」を関していること。	H23 H24 H25 H25 H26 H27 年度末 7月末 年度末 7月末 年度末	H23 H24 H25 H25 H26 H27 H27 年度末 7月末 年度末 年度末 7月末 年度末	・ 世帯カバー率、駅カバー率、道路施設カ
) 24(41) 6(47) 21(68) 32(100) 10(110)	123(191) 73(264) 91(355) 202(557) 120(677)	バー率について、両者とも、認定の要件と
	※()内は、累積値	※()肉は、累積値	して規定された水準を上回る計画を立てて いる。
	3 世帯カバー率、駅カバー率及び道路施設カバー率	3 世帯カバー率、駅カバー率及び道路施設カバー率	• 重業開始当初(平成 23 年度末時占)[二
	都市減衰を考慮し、昭和35年郵政省告示第640号※により算出され	・ 昭和 35 年郵政省告示第 640 号で定めるところに従い算出。	トキジュグージュングーグスポージングーグ・スページング サード・マギュー アント・タギュー サージー 関・関・アント・タギュージー はっちょう アン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファ
	る電界強度より最大 10dB 低くなる方法によって算出。		をできる。 (1.27: 1.2
	※「放送区域等を計算による電界強度に基づいて定める場合における当該電界強度		B社を5ポイント前後上回っている。その後
	の身出の万法」(昭和 35 年郵政省告示第 640 号)		も、世帯カバー率及び駅カバー率について
	①全国の世帯カバー率	①全国の世帯カバー率	は基本的に平成 26 年度末までA社の方が
	H25年 H25 H26 H27年	H24 H25年 H25 H26 H27年	高くなっている。
	年度末 7月末 年度末 7月末 年度末 7月末 年度末 5.0.3% 7.7.8% 7.6.6% 86.0% 90.7% 91.3% 01.0%	年度末 年度末 7月末 年度末 7月末 年度末 7月末 年度末 15.2 mm 25.0mm 25	- 「「別なない」を記し、「一般には、これを、これを表現して、「一般に、これを、これを、これを、これを、これを、これを、これを、これを、これを、これを
	②全国の駅力バー率	②全国の駅力バー率	
	23 H24 H25 年 H26 H27年	H24 H25年 H25 H26 H27年	・ 開設計画の認定の有効期間の最終時点
	年度末 年度末 7月末 年度末 年度末 7月末 年度末	年度末 年度末 7月末 年度末 4度末 7月末 年度末	と想定されていた平成 27 年7月末時点に
	56.7% 67.9% — 81.1% 86.7% 87.7% 88.2%	51.9% 67.9% — 80.4% 85.7% 89.5% 92.5%	おいては、甘帯カバー挙について 1.6 ポイ
	②今用の道路施設七八一家	③今用の道路施設九バー家	ント、駅カバー率について 1.8 ポイントB社 がA社を上回っている。道路施設カバー率
	ユロシン(世界) にはいて、 23 H2// H25 年		については、B社が、10 ポイント近くA社を
	12.5	124 123	上回っている。
	22.0% 35.9% — 63.2% 70.0% 71.6% 71.9%	15.6% 37.1% — 65.1% 77.0% 81.1% 86.8%	

4 あまねく受信できるよう努める義務に関する事項

- ・ 平成 28 年度~平成 30 年度にそれぞれ 25 局程度の特定基地局を設置する予定(平成 30 年度に全国の世帯カバー率 93%以上を確保する計画)。
- ・小規模の難視聴地区対策としてギャップフィラーによる対策もあわせて実施予定。

4 あまねく受信できるよう努める義務に関する事項

- ・ 平成 27 年度内に、総合通信局等の管轄区域(中国地方・四国地方を除く)ごとの世帯カバー率 90%以上を実現(中国地方・四国地方についても、平成 28 年度以降速やかに世帯カバー率 90%以上を実現)。
- ・平成27年度末に全国90%以上の世帯において、屋内受信を可能とする(屋内受信を想定し、壁の通過損失等を考慮したシミュレーションモデルの補正を実施(大都市部:71.7dB、その他の地域 66.7 dB))。
- 沖縄ユビキタス特区等における電波測定に基づき、確からしさを検証した伝搬モデルを策定。
- ・複数の送信波による SFN の電波重畳効果 (SFN ゲイン)により、屋内受信の品質向上を見込む。
- 中小規模の特定基地局の多方面からの電波送信により、ビル陰不 感に対する改善効果を見込む。
- ・ビル陰等の影響による不感地域への対策として、ギャップフィラーに関する検討を実施(沖縄ュビキタス特区実証試験におけるギャップフィラー利用実験、小型ギャップフィラーの開発検討)。
- 屋内不感世帯への個別対策のための簡易アンテナ、地下街向け再送信システム等を紹介。
- ・受信性能向上に向けた技術開発について、今後、メーカーに働きかける予定。

- また、B社は、平成 27 年8月から平成 27 年度末までに 188 局の特定基地局を追加的に設置することとしており、平成 27 年度末時点においては、B社が世帯力バー率について3.1ポイント、駅力バー率について4.3 ポイント、道路施設力バー率について14.9ポイント上回っている。
- ・ 平成 28 年度以降について、A社は、平成 28~30 年度の各年度において、それぞれ 25 局程度特定基地局を追加的に設置し、平成 30 年度末時点において世帯カバー率 93%を達成する計画としている。
- ・ B社は、平成 28 年度以降速やかに中国地方・四国地方についても世帯カバー率90%以上を実現するとしている。また、沖縄ュビキタス特区等における電波測定に基づき、確からしさを検証した伝搬モデルを策定している。

(屋内受信環境)

- ・ A社の開設計画においては、屋内受信環境に関する記載はなかった。
- B社は、平成 27 年度末時点で全国 90%の世帯での屋内受信を可能とするとしており、屋内受信を想定したシミュレーションモデルの補正を実施している。
- ・これに加え、B社は SFN ゲインによる屋内受信の品質向上の効果についての考察を行っている。
- ・なお、屋内受信環境については、「携帯端末向けマルチメディア放送の技術的条件(平成21年10月16日情報通信審議会答申)」において、建造物の遮蔽程度や電波到来方向などの条件に大きく依存する等の不確定要素が多いとされている。

認定の有効期間終了時点以降の各カバ ・ A社は、都市部を大規模局によってカバ 面からの電波送信により、ビル陰不感に 対する改善効果を見込んでいるが、それ への対策として、ギャップフィラーに関する で、道路施設カバー率については平成 25 年度末まで、A社がB社を上回ることとなっ 年7月時点において屋内受信が可能とな ・ 本項目の基本的な評価指標として設定 した世帯カバ一率、駅カバ一率及び道路 アを確保することに加えて、小規模の難視 B社は、中小規模の特定基地局の多方 でもなお発生する可能性のある不感地帯 · A社から追加的に提出された、都市減衰 を考慮しなかった場合の各カバー率に基 び駅カバー率については平成 27 年7月ま た(平成 27 年度末時点においては、B社 る世帯数と全世帯数に占めるその割合に ついて両者から追加的に提出されたシミュ レーション結果によれば、各社が屋内受信 施設カバー率の達成水準については、A 社は、道路施設カバー率及び開設計画の 一率についてB社を下回るものの、最大 10dB の都市減衰を考慮して厳しい算出 方法を用いているにもかかわらず、事業 聴地区対策として、ギャップフィラー対策を づき比較を行ったところ、世帯カバー率及 ・また、屋内受信環境について、平成 27 一しつつ、中小規模局を組み合わせてエリ も可能とした全国における世帯の割合は、 の方が上回ることに変わりはなかった)。 A社が 87%、B社が 88.4%であった。 (ビル陰等難視聴地域への対策) 実施していく予定としている。 検討を実施している。 (追加情報) 【評価】

			の開始当初においてすべてのカバー率 についてB社を上回るとともに、その後 も、開設計画の認定の有効期間の後半に 至るまで、世帯カバー率及び駅カバー率 の2つの指標について、基本的にB社を 上回っている。このため、両者に大きな 差があるとまでは認められないものの、 「より広範な地域においてより早期に 受信を可能とする」という基準に照らせ ば、A社にやや優位性が認められる。
			両者の優劣を判断することは困難なものの、B社が計画の中でこの点について 考察を行っているという点は評価できる。 ・以上を総合し、より早期にエリアカバ 一を実現するという点においてA社に やや優位性が認められるものの、両者に 差はないと評価した。
2 受信設備の普及に関する 事項 当該特定基地局により 行われる放送を受信する ことのできる受信設備を全 国において国民に普及さ せるための計画の内容が より充実していること。	 1 国内における受信設備の開発・販売見込み ・ 民間標準化団体(樹)電波産業会)において、平成 22 年秋には標準規格が策定され、平成 22 年度内に運用規定の最終版を上程予定。 ・ これらと並行して、受信設備の企画・検討、開発を進め、平成 23 年中には初号機が発売できる予定。 ・ 既存技術を活用することにより、受信設備の開発期間を短縮。 ・ 既存技術を活用することにより、受信設備の開発期間を短縮。 	1 国内における受信設備の開発・販売見込み ・ 民間標準化団体(他)電波産業会)において、平成 22 年秋には標準規格が策定され、平成 22 年度内に運用規定が策定される予定。 ・ これらと並行して受信設備の仕様検討、設計、開発を進め、平成 23 年の第4四半期には受信設備が発売できる予定。 ・ 対応チューナーチップセットは、出資者である半導体メーカーの Qualcomm Inc.及び複数のメーカー(Newport Media 社ぼか)において提供済み。	・ A社は既存技術を活用することにより受信設備の開発期間を短縮し、B社は既にチューナーチップセットが開発された技術を活用することとしている。実際の受信設備の開発・見込み時期については、両者とも民間標準化団体における標準規格や運用規定の策定と並行して受信設備の企画検討、設計、開発を進め、平成 23 年後半に実用の受信設備の発売が開始される予
	 2 受信設備の普及に関する取組の実績 ・ 試作受信機の開発(携帯電話4機種、PC型) ・ 各種試作受信機(携帯電話、PC シミュレーション機)向け各種コンテンツ配信実験の実施 ・ 受信機見学会の開催(35 社参加) ・ マルチメディア放送サービスの受容性等について、市場・利用者調査を実施(平成 20~21 年度にわたり4回) ・ 利用者の操作性・利便性に関する調査(日米欧の 100 近い動画サービスの調査)等 	2 受信設備の普及に関する取組の実績 ・試作受信機の開発(携帯電話1機種、Wi-Fi 転送型、USB 接続型) ・各種試作機受信機向け、各種専用受信機(車載型、電子書籍端末) 向け各種コンテンツ配信試験の実施 ・車載型受信機の受信特性把握のための走行受信試験の実施 ・受信機開発メーカー向け説明会の開催(17 社 39 名参加) ・サービス体験者に対する利用意向調査の実施(グループインタビュ ー(20名)、CLT 調査等(515名))等	定としており、両者とも事業開始には間に合うとしている。 ・ 両者とも、試作受信設備の開発、コンテンツ配信実験、メーカー向け説明会の開催、利用者調査等の各種取組を既に実施。

3 受信設備の普及に関する今後の計画

(携帯電話事業者)

- ・出資者である携帯電話事業者及び他の携帯電話事業者の合計2社から、携帯電話端末の普及について「端末への受信機能搭載率を平成24年度約10%から平成28年度約80%まで引き上げ、平成28年度時点で約5,000万台普及する」旨の計画について、経営レベルでの協力了解を取付け済み。
- すべての携帯電話事業者の賛同が得られれば、更なる普及を見込

(メーカー)

・申請者への出資を予定している企業2社を始めとしたメーカーと受信設備の開発に向けた取組を開始。

(その他)

- ・ 展示会やイベント等におけるプロモーション
- ・ 広告出稿、携帯電話ショップ、携帯メール・Web 等によるプロモーション
- ・出資者である既存放送メディア(地上・衛星)と連携した強力なプロモーション
- ・ 雑誌、紙媒体等によるプロモーション

4 普及予測(平成 28 年度末累計)

- 携帯電話端末:約5,000万台(再掲)
- その他の受信設備:約1,500万台

5 その色

・消費電力削減手法の提案(RF 信号を受信するチューナー部と OFDM 復調部のワンチップ化、連結送信の必要な部分のみの受信等)により、現在開発中の ISDB-Tmm モジュールの消費電力を平成 24 年春までに約半分まで低減し、平成 24 年までにワンセグとほぼ同等の消費電力を目指す。

3 受信設備の普及に関する今後の計画

(携帯電話事業者)

- ・出資者である携帯電話事業者から、携帯電話端末の販売について「販売開始時に1機種以上、それ以降は普及に向けて最大限の努力を行う」旨の意図表明の連絡を受領。
- ・ 他の携帯電話事業者とは、認定後に積極的に協議。

(ーピーメ)

・携帯電話開発メーカー7社、車載型受信機開発メーカー3社、PC機器メーカー5社との間で、受信設備の開発・販売の可能性の検討についての覚書を締結済み。

(その他)

- チューナーチップセットの更なる開発
- · Qualcomm Inc.が、「基本契約を締結した場合に、特許使用料を無償とする」方針に従い、国内メーカーに開発を提案
- ・ Qualcomm Inc.が、スマートフォン向け OS(Android 等)への MediaFLO対応検討に着手。また、スマートフォン開発メーカーへの開発支援体制を整備

4 普及予測(平成 28 年度末累計)

- 携帯電話端末:5,288 万台
- その他の受信設備:386 万台

5 その他

- ・ 米国電気通信工業会(TIA)において、仕様が標準化済み。
- ・ 機能ブロック毎に開発可能とするためのインターフェース実装仕様 (API)を規定。
- ・携帯電話の試作機において、ワンセグ回路と同規模の実装面積で、 ワンセグ+MediaFLOの機能を実現。
- ・チューナーチップセットにおける間久受信により、低い消費電力を実現、実証済み。
- ・米国で 2007 年3月から Verizon Wireless、2008 年5月から AT&T Wireless が MediaFLO 受信対応携帯電話向けサービスを開始。その他の諸外国においても、事業者との協議やマーケティングトライアルを実

して、A社は、5年間にわたる具体的な数値による携帯電話端末への受信機能の搭載及びこれに基づく普及計画について、携帯電話事業者2社から既に経営レベルでの協力了解を取り付けている。他方、B社は、すべての携帯電話事業者の携帯電話端末に受信機能が搭載されるという前提端下で普及予測を行っており、出資者である携帯電話事業者から協力の意図表明の連絡を受けている。

- ・ A社はメーカーと受信設備の開発に向けた取組を開始するとともに、各種のプロモーションを計画している。B社はメーカー複数社と受信設備の開発・販売の可能性の検討についての覚書を締結済みであるとともにチューナーチップセットの更なる開発やメーカーに対する技術協力等を進めていくこととしている。
- ・その他、B社は、採用する技術方式の特徴(チューナーチップセットにおける低い消費電力等)や海外での実用化状況等について説明している。

【評価】

- A社は携帯端末向けマルチメディア放送において主たる受信設備となることが想定される携帯電話端末の普及について、携帯電話事業者2社から具体的な数値による携帯電話端末への受信機能の搭載及びこれに基づく普及計画について経営レベルでの協力了解を取り付けており、受信端末の普及の確実性という点で評価できる。
- B社は、その採用する技術方式が米国で既に実用化されていること、また、メーカー複数社から国内外における受信

							· 是						設備の開発・販売の可能性の検討に関す
							国内携带	国内携帯電話メーカー	・4社が、制	度整備案に	4社が、制度整備案に対する意見募集に対し]募集に対し	る覚書を締結していることから、今後の
							て、グロー	パル技術方式採用を希望する意見を提出したことを紹介。	採用を希雪	倶する意見る	を提出したこ	とを紹介。	普及の可能性が期待できるという点で
													評価できる。
													・ その他の事項について、両者に大きな
													差はない。
													・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
													ターのでは、アート・カー・オート・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・
3 受託放送役務の提供に	1 受託放送	受託放送役務の料金					1 受託放送	受託放送役務の料金					・契約の締結及び解除並びに受託放送役
関する事項	・1セグメン	1セグメント当たり料金(基本料金、基準伝送容量料金及び電波利用	三(基本料金	è、基準伝送	美容量料金 3	えび電波利用	· 1MHz 当	1MHz 当たり料金:					務の提供の停止に関する事項、受託放送
委託放送業務の円滑な	料相当額の合計額)	の合計額)					→占有周	占有周波数帯幅が1:	13.0MHz の場合は	場合は			事業者及び委託放送事業者の責任に関
運営のための取組に関す	→1セグ×	→1セグメント形式伝送サ-		の場合は年	-ビスの場合は年間4.5億円(10.4億円)	0.4億円)	標準期	標準期間委託契約(9	(5年)で年間 29.2 億円	引29.2 億円、	٨		する事項等については、両者とも、委託放
る計画の内容がより充実し	→13セグ.	→13セグメント形式伝送サ		の場合は年	-ビスの場合は年間4.9億円(11.6億円)	11.6億円)	長期期	長期期間委託契約(1	10年)で年	(10年)で年間 21.2 億円	FF.		送事業者に対して不当な義務を課すよう
ていること。	※カッコ内は	※カッコ内は1MHz相当(1MHz=約2.32セグ)に換算した料金。	//Hz=約2.32	シセグ)に換算	こた料金。		→占有周		13.9MHz の場合は	場合は			な事項等は特段見当たらない。
	※契約期間は5年間。	は5年間。					標準期	標準期間委託契約(9	5年)で年間	(5年)で年間 27.3 億円、			
							長期期	長期期間委託契約(1	10年)で年	(10年)で年間 19.9 億円	E		・ 両者とも、これまでに、委託放送業務へ
													の参入希望者向けの説明会の開催、受信
	初期割引	初期割引(※)有り。					初期割引	初期割引(※)有り。					機見学会等の各種取組を既に実施。ま
	(※)初期害	(※)初期割引(基準伝送容量料金について下記の割引率を適用)	芝容量料金	行っいて下	∵記の割引率	を適用)	(※)初期	(※)初期割引(下記の料	料金割引率を適用)	を適用)			た、今後の計画として、A社は会員制の協
	H24年度:70%		H25年度:50%	H26年度:30%	%0 :		H24年度:88%		H25年度:70%	H26年度:45%	.45%		議会を設立し、事務局的役割を担う予定と
	H27年度:5%		H28年度: 2.5%				H27年度:23%	(H2	8年度はなし)	$\overline{}$			している一方、B社は引き続き委託放送業
	・1セグメン	1セグメント形式伝送サ-		ついては、1	-ビスについては、上記の割引率に加え、	平に加え、さら							務への参入希望者向けの説明会の開催
	に基準伝送	に基準伝送容量料金の10%の割引率を上乗せ	10%の割引	率を上乗も	°								や実証実験の体験等を計画。
													・ 受託放送役務の料金の設定について、
	・具体的な料	・具体的な料額(1セグメント当たり、割引込み)	ト当たり、害	引引込み)		(単位:億円)	・具体的な彩	具体的な料額(1MHz当た)	たり、割引込み)	(†	河)	(単位:億円)	両者とも、可能な限り料金を低く抑えること
		H24年度 F	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度		H24年度 H	H25年度 F	3年度	H27年度 H	H28年度	が委託放送業務の円滑な運営に資すると
	1セグ契約	-	_	3.2	~	4.4	標準期間	10	ω	+-	20	29.2	の考え方に基づき、各種の割引料金を設
		(3.0)	(5.1)	(7.2)	(8.8)	(10 1)	委託契約 (5年)	3.3	8.2	15.0	21.0	27.3	定。両者とも事業の立上がり期における大
	13セグ契約	1.7	2.6	3.5	4.7	4.8	長期期間	2 5	6.4	11.7	16.3	21.2	幅な割引率を設定するほか、A社はセグメ
		(4.3)	(6.4)	(2.)	(11.1)	(11.4)	委託契約 (10年)	2.4	0.9	11.0	5.3	19.9	ント形式による割引料金を設定し、B社は
	※カッコ内は	※カッコ内は1MHz相当(1MHz=約2.32セグ)に換算した料金。	MHz=約2.5	32セグ)に換	算した料金。		※上段は占	※上段は占有周波数帯幅が13.0MHz の場合、	93 13.0MHz			12 の場合。	低い料金水準による長期期間契約を設定。
													:
	2 契約の約	契約の締結及び解除並びに受託放送役務の提供の停止に関する	社びに受	託放送役剂	Åの提供の♠	亭止に関する	2 契約の約	契約の締結及び解除並びに受託放送役務の提供の停止に関する	並びに受言	壬放送役務	の提供の停	北に関する	金水
	事項						事項						当たり年間約 11.6 億円の料金を設定して

【契約の締結について】

- ・委託申込み/承諾(委託契約締結)の方法等を記載。
- ・ 保証金(基準伝送容量料金の3ヶ月分相当額)有り。

【契約の解除について】

- ・委託放送事業者からの契約解除条件:受託放送事業者のサービス開始が利用開始予定日より遅れるとき、受託放送役務の料金の増額をしたとき、受託放送事業者が放送設備の障害発生を知ってから一定時間を経過したとき等。
- ・受託放送事業者からの契約解除条件:委託放送事業者が料金の支払いを期日までにしないとき、受託放送事業者の検査・立会等を拒否したとき、技術条件を遵守しないとき等。
- 契約解除料有り。

【受託放送役務の提供の停止について】

委託放送事業者が料金の支払いを期日までにしないとき、技術条件を遵守しないとき等は、受託放送事業者から受託放送役務の停止が可能。

が可能。

3 受託放送事業者及び委託放送事業者の責任並びに委託放送事業

者に課する義務に関する事項

・ 責任分界点は、申請者のセンター局の再多重・連結合成装置等の入

力端。

- 委託放送事業者の責任:設備の維持責任、料金(受託放送料、保証金、解除料、委託放送事業者の都合による受託放送設備の工事費)の支払い義務等。
- ・ 受託放送事業者の責任:設備の維持責任、契約約款の文書化等。

4 委託放送業務の円滑な運営のための取組に関する実績及び今後

の計画

[実績]

- ・ 委託放送業務の参入希望者向け説明会の実施(10社)
- ・ 委託放送業務の参入希望者へのヒアリング調査(7社)

【契約の締結にしいて】

いるのに対し、B社は開設計画の前提とな

る占有周波数帯幅が 13.0MHz の場合において 1MHz 当たり年間 29.2 億円(長期期間

契約でも21.2億円)と、約2~2.5倍程度の格差が存在(事業開始から5年間に限った

- ・委託契約の申込み/承諾(委託契約締結)/変更/更新/解除/ 再契約の方法等を記載。
- 保証金(料金単価に契約帯域幅を掛けた金額の3ヶ月分相当額)、 更新保証金(契約締結時の保証金を上限とし、別途定める)有り。

をしたとき、受託放送事業者が放送設備の障害発生を知ってから一定 【評価】

受託放送事業者からの契約解除条件:委託放送事業者が受託放送役務の提供停止の条件の事実を解消できないとき、委託放送事業者が支払期日まで料金を支払わないとき、演奏所等の設備の障害が発生して受託放送役務を提供できないとき、受託放送事業者の不可抗力

時間を経過したとき等。

B社は約 16 億円(長期期間契約でも約12

億円)と約1.5~2倍程度の格差が存在)。

委託放送事業者からの契約解除条件:受託放送事業者のサービス

【契約の解除について】

開始が利用開始予定日より遅れるとき、受託放送役務の料金の増額

各年度の平均で見ても、A社は約8億円、

- ・ A社の単位帯域当たりの基本的な受託 放送役務の料金水準が、B社と比較して 約 2/5~1/2 程度に抑えられることは、 今後委託放送業務に係る制度がどのよ うに整備されるにしても委託放送事業 者の事業採算性から見て顕著な差にな るものと考えられる。
- · このため、A社を優位であると評価し

委託放送事業者が料金等の支払いを期日までにしないとき、技術条件を遵守しないとき等は、受託放送事業者から受託放送役務の停止

【受託放送役務の提供の停止について】

で受託放送役務の提供ができないとき等。

契約解除料有り。

3 受託放送事業者及び委託放送事業者の責任並びに委託放送事業

者に課する義務に関する事項

- ・ 責任分界点は、申請者が指定する送出システムの入力端。
- 委託放送事業者の責任:指定の技術仕様に基づいた受託放送事業者の送出システムまでのコンテンツ配信、番組表情報等の送出システムの入力、コンテンツ責任、受信者対応、料金支払い義務等。
- ・受託放送事業者の責任:送出システムから特定基地局までの設備の 管理、受託放送事業者の責めに帰すべき事由により、一定時間、受託 放送役務を提供できない、又は利用開始日が遅れた場合の損害賠償、コンテンツ配信に関する技術仕様の公開等。

4 委託放送業務の円滑な運営のための取組に関する実績及び今後

の計画

[実績]

- 委託放送事業者参入希望者向け説明会の実施(13社)
- ・ 試作受信機の開発(携帯電話型、Wi-Fi転送型、USB接続型)

での実証実験の実施(40~50社程度がコンテン	今後の計画】 エリアカバー率、受信設備の普及等を考慮した受託放送料金の割引を引回。 セリアカバー率、受信設備の普及等を考慮した受託放送料金の割引を計画。 順名管理システム、CASシステム等の機能の提供、携帯電話事業者等の課金業務契約代行、受信機開発メーカーとの機能搭載の調整等をオブションとして提供することを予定。 委託放送業務の参入希望者向け説明会の開催、希望する事業者に対する沖縄ユビキタス特区での実証実験(平成 23 年度末まで実施)の体験等を計画。 受託放送後務の提供条件の文書化、委託放送事業者との情報共有、委託放送事業者からの問い合わせ対応等の実施を計画。 受託放送事業者と委託放送事業者の間の接続条件は、民間標準団体(地電波産業会)において標準化作業を実施中。	無線設備、中継回線その他の必要な電気通信設備の確保 医機設備3 差信装置等 商用化された設備を調達し、実証試験を実施済み。ま ケーカー7社から送信装置の提供が可能であることを確認済み。ま かることを確認済み。 た、送信装置設置工事を開始する平成 23 年4月までに納入が可能であ なることを確認済み。 た、空中線設置工事を開始する平成 23 年4月までに納入が可能であ なることを確認済み。 た、空中線設置工事を開始する平成 23 年4月までに納入が可能であ なることを確認済み。 た、空中線設置工事を開始する平成 23 年4月までに納入が可能であ なることを確認済み。 た、空中線設置工事を開始する平成 23 年4月までに納入が可能であ なることを確認済み。 た、空中線設置工事を開始する平成 23 年4月までに納入が可能であ なることを確認済み。 た、空中線設置工事を開始する平成 23 年4月までに納入が可能であ ることを確認済み。 から運用開始時期までに回線が確保でき なることを確認方み。 から運用開始時期までに回線が確保でき なることを確認方み。 から運用開始時期までに回線が確保できることを確認済み。 から運用開始時期までに回線が確保できることを確認済み。	する予定(光ファイバ回線等を予備回線として準
・ 沖縄ユビキタス特区での ツを提供)		# # # # # # # # # # # # # # # # # # #	【中継回線】・ 衛星回線を主に利用備)。
・ 対応受信機見学会の実施(35社)	【今後の計画】 ・会員制のマルチメディア放送協議会(仮称)を設立し、事務局的役割を担う予定。 ・委託放送事業者の希望する利用形態(13 セグ形式/1セグ形式)に合わせた選択可能なメニューを用意。 ・エリアカバー率等を考慮した受託放送料金の割引を計画。 ・通信キャリアや受信端末メーカーと連携した早期の受信設備の普及を計画。 ・受託放送事業者と委託放送事業者の間の接続インターフェースは標準的な仕様を採用。 ・プラットフォーム機能の提供は想定していないが、委託放送業務の参入希望者の意向等をヒアリングする等積極的に活動を行う。なお、委託放送業務における利用者への認証・課金は、通信キャリアの回収代行機能の利用を想定。	まり及び体制に関する事項 「1 無線設備、中継回線その他の必要な電気通信設備の確保 【無線設備】 ・送信機 メーカーに依頼し、試作機を開発済み。 メーカーに依頼し、試作機を開発済み。 メーカー3社から平成 23 年度第4四半期に試験電波送出が可能であることを確認済み。 ・その他装置 既存技術の活用が可能であるため、認定後速やかにメーカー選定 を検討予定。	【中継回線】・ 衛星回線を主に利用する予定。・ 出資者である衛星通信事業者から、試験電波発出までに中継回線をエニー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		4 別設計画の美施に関する能 (一) 開設計画に従って 円滑に当該特定基地 局を整備するための 能力がより充実して いること。	

	【当該特定基地局の設置場所の確保】
で配信可能であることを確認済み。	2 当該特定基地局の設置場所の確保
で配信可能であることを確認済み。	2 当該特定基地局の設置場所の確保

の属性】 【設置場所

・ 現在建設中の東京スカイツリーに設置するほか、主として既存アナロ グテレビ放送送信所等に設置(125局)

等の状況】 【現地調査

の有無、鉄塔・既存設備の状況(劣化・破損等)、電源設備・非常用発 電設備や通信設備の有無及び活用の可否等、51 に上る項目について ・ 設置場所の確保の可能性に関して、基幹的な大規模局について、可 能な限り管理者の立会いの下で現地調査を行い、装置設置スペース の詳細な調査を行った上で、利用の可否を判断している。

【関係者との協議状況】

・ ほぼすべての特定基地局について、認定後の協議に関する確認文 書(社長・取締役クラスの名義・押印に基づくものが中心)を調整先から 受領し、添付。

3 地域住民の合意形成に向けた取組

- 特定基地局の候補地選定にあたっての調査段階において、地域住 が得られるよう既存の鉄塔の利用を最優先に検討するなどし たほか、周辺住民に配慮し、住宅が少ない場所又は住宅からの距離 が離れている場所を選定すること、景観、埋蔵文化財地区、高さ規制、 国立公園等の近隣環境に配慮することを考慮した選定を行う計画。 民の理解
- ・また、特定基地局の工事段階において、地域住民に対して丁寧な対 と、万が一トラブルが発生した場合には工事会社と一体とな って解決にあたること等の方針の下、地域住民への説明を実施する計 応を行うこ

【設置場所の属性】

・ 放送事業者テレビジョン送信所(384 局)、業務用無線システム基地 局(148 局)、KDDI(株)の携帯電話基地局等(333 局)に設置

【現地調査等の状況】

- 設置場所の確保の可能性に関して、主に管理者へのヒアリング等に 基づき、鉄塔の図面、局舎内又は敷地内の図面、鉄塔・局舎の外観写 真等の基本情報を確認した上で、利用の可否を判断している。
- (注)放送事業者テレビジョン送信所の中には、管理者から、①耐震補 強工事を検討中、②鉄塔が老朽化しているため利用不可、③デジタ う旨の状況を確認している設置場所により置局の計画を立てている ル共用で4局共建で 27 年近く使用しており空きスペースがない、とい 場所もある。

【関係者との協議状況】

- ・すべての特定基地局について、調整先との間で認定後の協議に関す る確認書を添付。
- (注)放送事業者との確認書の中には、系列局との関係から協議に応じ られないとされたもの、協議先の押印がないもの、協議先の実務担当 者により押印されたものが見られる。

3 地域住民の合意形成に向けた取組

- 周知、コールセンター設置による問合せ対応等の取組を活かし、地域 沖縄ユビキタス特区実証試験において実施した、地域住民への事前 住民との合意形成にあたり重要となる事前の十全な情報提供と丁寧な 対応を行う計画。
 - 特定基地局の建設にあたっては、住民対応を迅速に実施するための 体制を構築するとともに、地域住民に対して、設計・工事に関する説 明、電波の安全性に関する説明、質問・疑問等への対応を実施する計

- A社は、装置設置スペースの有無や鉄 否等、設置場所の利用可能性を確認する 塔・既存設備の状況、電源設備・非常用発 電設備や通信設備の有無及び活用の ための現地調査を詳細に行っている。
- IJ 等の基本的な情報を確認している(中に は、左記注に記載したような設置場所もあ 基づき、鉄塔・局舎等の図面や外観写真 B社は、主に管理者へのヒアリング等
- また、A社はほぼすべての特定基地局に 定後の協議に関する確認文書を受領・添 付している。他方、B社は、すべての特定 ついて、調整先の主に経営レベルから認 基地局について確認書が添付されてい

(追加情報)

所の利用可能性について、B社は事前調 · B社から追加的に説明があったところに ないという旨の状況を確認している設置場 査の結果から利用可能と判断していると よれば、鉄塔の老朽化や空きスペースが のことであった。

【地域住民の合意形成に向けた取組】

・ 両者とも地域住民への説明の実施のほ か、A社においては地域住民等に配慮した 特定基地局の候補地選定等を、またB社 においては住民対応を迅速に実施するた めの体制の構築等を計画している。

4 有線テレビジョン放送の受信に与える障害の防止又は解消に関する

取組

【対策についての基本的な考え方】

- ビジョン放送事業者等と協議の上、事前周知広報やコール センター設置などの対策体制を整備。 有線テレ
- ・ 個別対策費用は有線テレビジョン放送事業者等と均等負担を想定 |広報活動費用等は申請者が全額負担)。 (事前周知

【障害を与えるおそれのある世帯数等の規模の算出根拠】

- ・ 関係者ヒアリング等に基づき地域特性分布を調査した上で世帯数を 算出。有線テレビジョン放送施設のうちすべての共聴施設を対象。
 - ・上記の結果、世帯数は約 21~36 万世帯

【障害の防止・解消に要する費用の見通し】

8億円(※) 1策費用 個別対

(※)総個別対策費用 16 億円のうち 8 億円を負担

1.5 億円 事前周知広報活動

2.2 億円 コールセンター業務

0.8 億円 **彈業務** 総合館

12.5 億円 総額

【これまでの取組、今後の計画】

- ・実験局開設にあたっての混信対策センターの設立、大手有線テレビ ジョン放送事業者との認定後の協力体制の確認等を実施。
- いくとともに、特定基地局の置局計画、諸元等、できるだけ精度の高い - 一ブルテレビ連盟と問題解決のためのガイドラインを定めて 情報を関係者へ提供する等の計画。 (社)日本ク
- ・ 障害対策地域の絞り込みのためのシミュレーションを継続実施。
- ・ 必要に応じて問い合わせ窓口の設置等の体制作りを実施。

4 有線テレビジョン放送の受信に与える障害の防止又は解消に関する

取組

【対策についての基本的な考え方】

- 関係者と協議を行い、他日本ケーブルテレビ連盟との間で作成した 対策の手引き書に基づき、障害の防止・解消に努める計画。
- 想定する費用は申請者が全額負担(有線テレビジョン放送事業者と 協議が必要となる場合は、協議を行った上で適切に対応。)。

【障害を与えるおそれのある世帯数等の規模の算出根拠】

- 対策が必要なアナログテレビ台数を算出。有線テレビジョン放送施設 ・デジアナ変換を視聴するアナログテレビの残存台数を予測した上で、 のうち自主放送を行っている許可施設を対象。
- 上記の結果、世帯数は約 15.9 万世帯。

【障害の防止・解消に要する費用の見通し】

13.4 億円 対策機器購入費用、取り付け工事費用

1.5 億円 周知費用

3.0 億円 受信対策センター費用

18 億円

【これまでの取組、今後の計画】

- ・沖縄ユビキタス特区実証実験における受信対策センターの開設・運 用、デジアナ変換サービスに関する計画についての関係者へのヒアリ ング等を実施。
- ・ 認定後、有線テレビジョン放送事業者と協議を行い、スケジュール、 対策手順、役割分担等を取り決める計画。
- ・ 電波障害対応時のフロー案を提示。
- 障害対策時における対策工事業者等を確保に向けて今後協議を開

- 【有線テレビジョン放送の受信に与える障害 の防止又は解消に関する取組】
- 対策についての基本的な考え方につい き書に基づいて、主体的に対策を講じると ては、両者とも有線テレビジョン放送事業 者をはじめ関係者と協議の上、他日本ケ ーブルテレビ連盟との間で作成する手引
- 分布を調査した上で世帯数を算出してお り、世帯数は約 21~36 万世帯となってい る。B社は有線テレビジョン放送施設のう 障害を与えるおそれのある世帯数等の 算出については、A社は自主放送を行って いる許可施設のほか共聴施設を対象とし て、関係者ヒアリング等に基づき地域特性 ち自主放送を行っている許可施設を対象 るアナログテレビの残存台数を予測した上 出しており、世帯数は約 15.9 万世帯となっ として、デジアナ変換による放送を視聴す で対策が必要なアナログテレビ台数を算
- 両者とも障害の防止・解消に要する費用 周知やコールセンター運用に係る費用に 送事業者と折半して負担することとしてお として個別対策費用や周知費用等を計上 方、個別対策費用については、A社は事 前のやりとりを踏まえ有線テレビジョン放 している。また、その費用負担について、 ついては両者とも全額負担としているー り、B社は全額を負担することとしている。
- 今後の進め方については、両者とも、認 がら具体的な対策を進めることとしてい 定後に他日本ケーブルテレビ連盟及び有 線テレビジョン放送事業者と協議を行いな

5 ブースター障害等の防止又は解消に関する取組

【対策についての基本的な考え方】

- ・ 事前周知広報・コールセンターの設置等対策体制を整備
- 対策費用は全額負担

【個別受信世帯数·共聴施設数】

- 個別受信世帯数: 約 7.9 万世帯
- · 共聴施設数: 約1.3 万施設
- 算出根拠は総務省報告書に則っている。

【算出根拠】

・ VHF アナログテレビと特定基地局の送信場所・ERP の比較、ブースターの干渉電界強度と特定基地局の電界強度の比較、テレビ受信率とブースター普及率の換算、影響を受けるデジタルテレビのチャンネルの有無の確認

【費用の見通し】

- 12.5 億円
- (内訳) 個別対策費用: 8億円

事前周知広報活動業務費: 1.5 億円

コールセンター業務費: 2.2億円

総合管理業務費: 0.8 億円

- ※個別対策費用は、ブースターの接続線の切断費用を単価として算出し計上。
- ※ ブースター受信障害の費用と CATV 受信障害の費用に係る按分の比率について、事前周知広報活動業務費、コールセンター業務費及び総合管理業務費は等分。
- ※ 工事業者からの見積もり等に基づきブースターの接続線の切断費用を算出。

【取組の実績】

技術的支援を受ける地上放送事業者において、地上デジタル放送局の開局及び地上アナログテレビの周波数変更におけるブースター障害対策の実績あり。

【今後の計画】

・ 放送事業者との連絡体制、住民への事前周知・問い合わせ窓口の設

5 ブースター障害等の防止又は解消に関する取組 【対策についての基本的な考え方】

- 事前周知広報・コールセンターの設置等対策体制を整備
- 対策費用は全額負担

【個別受信世帯数·共聴施設数】

- 個別受信世帯数:約30万世帯
- 共聴施設数: 約0.6万施設
- 算出根拠は総務省報告書に則っている。

【算出根拠】

・ VHF アナログテレビと特定基地局の送信場所・ERP の比較、ブースターの干渉電界強度と特定基地局の電界強度の比較、テレビ受信率とブースター普及率の換算、影響を受けるデジタルテレビのチャンネルの有

【費用の見通し】

無の確認

- 40.9 億円
- (内訳) 対策工事費用: 14.4 億円

周知費用: 8.3 億円

コールセンター費用: 12 億円 受信対策センター費用: 6.2 億円

- 本としつつ、一部については、フィルター挿入費用、ブースター交換費 用を算出し計上。
- ※ 総務省報告書における単価を基にフィルター挿入費用、ブースター交換費用を算出。

【取組の実績】

・ 沖縄ユビキタス特区における事前調査、周知活動の対応、対策フィルターによる受信障害対策を実施。

【今後の計画】

・ 市販ブースターの特性確認やメーカー別普及状況の調査、対策フィ

【ブースター障害等の防止又は解消に関する取組】

- ・両者とも、「他の無線設備から受信用ブースター等の地上デジタル放送受信設備への影響に関する調査報告書」(平成 22年3月総務省)を参考に、各社の置局計画に照らし、ブースター障害を与えるおそれのある個別受信世帯数等を算出してい
- また、両者とも、この障害を解消するための方法(周知広報及び視聴者からの相談や苦情の受付等)について検討を行い、そのために必要となる費用を計上している。
- ・ 両者とも、障害対策に係る費用については、全額を自社で負担する計画としている
- ・ A社の方がB社と比較して個別受信世帯数・共聴施設数が多いにもかかわらず、個別対策工事費用が少なくなっている。この点、A社は工事業者からの見積もり等に基づきブースターの接続線の切断費用を算出する一方、B社は、総務省報告書における単価を基にフィルター挿入費用、ブースター交換費用を算出するとともに、追加の説明によれば、同報告書を参考として自社で設定したブースターの接続線の切断費用の単価に基づき、個別の対策工事費用を算出しているとのことであった。
- ・ A社の方がB社と比較して個別受信世帯数・共聴施設数が多いにもかかわらず、周 知広報費用及びコールセンター費用等対 策費用が少なくなっている。このことについて、両者からの追加の資料提出・説明に よれば、A社は UHF デジタルチャンネル (38~45ch)のエリア内について、放送局 の施設を利用することを踏まえ、同社が置 局する特定基地局と既存の VHF アナログ テレビ局の送信局と実効輻射電力 (ERP)

置等の体制整備。	ルターの検討、受信実態調査の検討等を実施。	を比較することにより、自局のカバーエリ
		アにおいて実際に事前周知やコールセン
		ター対応の活動が必要となると見込まれ
		る世帯数を算出し、その数に基づき周知
		広報費用及び基本的に平日9時から18時
		までのコールセンター運営に必要な費用を
		計上している、とのことであった。他方、B
		社は、UHF デジタルチャンネル (38~45ch)
		のエリア内について、自局のカバーエリア
		内でブースター障害が起こりえる世帯を事
		前の周知等の対応が必要となる世帯数と
		して算出し、その数に基づき周知広報費用
		及び 365 日9時から 20 時までのコールセ
		ンター運営に必要な費用を計上している、
		とのことであった。
6 工事業者その他の業者との協力体制の確保	6 工事業者その他の業者との協力体制の確保	【工事業者その他の業者との協力体制の確
- 出資者である地上放送事業者と特定基地局の建設に関する業務委	・ 出資者である電気通信事業者からの技術要員の出向受入等により	(条)
託契約を締結し、工事に関しては、実績のあるメーカーへ発注する計	工事管理体制を整備する。また、送信局事業者規定を準備中であり、	· A社は放送局整備のノウハウを有する地
画。メーカー各社とは特定基地局整備が円滑に実施できる体制を整備	認定取得後、速やかに送信装置等の設備調達及び工事実施に関する	上放送事業者の協力を得るほか、実績の
済み。	提案依頼書を発出するなどの計画。無線局設置工事への対応は、実	あるメーカーと協力体制を整備している。
	績のある業者から対応可能である旨を確認済み。	B社は、携帯電話基地局整備で実績のあ
		る雷気诵信事業者の協力を得るほか、実
		績のあるメーカーに発注を予定している。
		【評価】
		・ 本項目に関して記載を求めた事項のう
		ち、設置場所の確保、ブースター障害対
		策の項目について、各々以下のとおり両
		者に差があると認められる。
		① 設置場所の確保については、両者の
		取組状況からその利用可能性の確実
		性という点において違いがあり、A社
		の方が優位であると評価できる。
		A社については、東京の中心局で
		ある東京スカイツリーについて、既
		を締結し
		詳細な協議が行われていることに加

			え、その他の基幹局についても詳細
			な現地調査を行っており、技術的な
			利用可能性の確認が済んでいる。
			他方、B社は、主に管理者へのヒ
			アリング等に基づき、鉄塔・局舎等
			の図面や外観写真等の基本的な情報
			を確認しているにとどまる。
			特に、最も世帯数の多い東京都や
			他の一部の県における中心的な局
			(最も実効輻射電力 (ERP) が大きい
			局)の設置場所の利用可能性に関し
			て、管理者から今後の工事の可能性
			や鉄塔の老朽化、空きスペースがな
			いといった旨の状況を確認している
			にもかかわらず、事前調査の結果の
			みによって利用できることを前提と
			している局が見られ、早期にエリア
			カバーを実現するための前提となる
			設置場所の利用可能性の確実性につ
			いて懸念があるものと考えられる。
			② ブースター障害対策については、個
			召
			周知広報、コールセンター対応関係費
			用をより多く計上している点におい
			て、B社の方がやや優位と評価でき はいまれる方がやや優位と評価でき はいます。
			2°
			・その他の項目については、両者に大き
			な差はない。
			- 以上を総合し、A社がやや優位と評価
(二) 当該特定基地局の 1 開始時期及	開始時期及び資本金	1 開始時期及び資本金	・開設計画に示された特定基地局の整備
運用による受託国内放 ・ 事業開始時	事業開始時期:平成24年4月1日	· 事業開始時期:平成24年4月1日	のために必要となる設備投資額につい
送を確実に開始し、か ・ 資本金:100	資本金:100億円(85億円増資予定)	資本金:350億円(300億円増資予定)	て、送信設備及び受信設備については、
り、総締的に運営する			│ 両者とも単価表又は見積もり等により計上

ために必要な財務的

基礎がより充実してい ること。

設備投資

- 平成28年度までの総工事費は438.0億円。
- ・工事費の計上に当たり、送信設備については複数メーカーからの見 拠に出力別に算定した単価により、受信設備についてはと び見積もりを根拠にした単価により計上している。 積もりを根 アリング及
- ・ 工事費の計上に当たり、送信設備の附帯設備については、基幹的な に基づき、アンテナ、鉄塔、局舎等の各種設備について、既設流用が についてそれぞれの局ごとに行った詳細な現地調査の結果 可能か、改修が必要か、新設が必要か等の別にそれぞれ必要な額を (備投資の総額を計上している。なお、上記の総額等を元に 算出された出力別の単価も示されている。 大規模局(算出し、認

3 資金調達

- ・ 資金調達については、出資による調達(100億円)及びリースによる調 なお、借入は計画していない。 達を計画。
- 金相当を賄える株式を「引き受けることを承諾する」旨の増資引受承諾 て特定基地局に関する総設備投資額を賄える額を提供する ・ 出資による調達については、増資に応じる出資元の㈱エヌ・ティ・テ イ・ドコモから認定後に募集株式を発行するに当たって増資後の資本 また、リースによる調達については、リース会社からリース ことを検討する旨の文書を受領。 導入分とし 書を受領。

4 事業収支計画

- ・ 事業開始3年目に当期損益の単年度黒字を達成する計画。
- ・利益剰余金は2年目を底に上昇し、最終年度(平成28年度)の累積損 失額は▲9

(単位:百万円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
営業収入	5,468	8,438	11,408	15,120	15,491
営業利益	▲1,637	172	1,758	4,629	4,724
経常利益	▲2,508	▲ 1,139	88	2,852	2,904
当期純利益	▲ 2,512	▲ 1,143	84	2,848	2,900
利益剰余金	₹2,602	▲6,745	€,660	▲3,813	▲912
(参考)手持ちキャッシュ	セッシュ				

設備投資

- ・ 平成 28 年度までの総工事費は 961.1 億円。
- 工事費の計上に当たり、送信設備及び受信設備については、ベンダ 一からのRFI回答により、出力・タイプ別に算定した単価等により計上 している。
- からのヒアリング値を参考に、出力・タイプ別に算定した単価により計 工事費の計上に当たり、送信設備の附帯設備については、KDDI㈱ 上している。

3 資金調達

- ・ 資金調達については、出資による調達(350億円)及び借入金(最大 502億円)による調達を計画。
- (215百万ドル)を上限とした資金提供の意図の表明書を受領。なお、い 開設計画認定後に770億円程度を上限とした資金提供を行うための社 内手続を実施する旨の連絡文書及びQualcomm Inc.より約200億円 出資及び借入による調達については、資金調達元のKDDI㈱より、 ずれも文書に増資又は借入の別は記載されていない。
- その他、複数者から出資の意図及び事業参画を検討する旨の意図 の表明書を受領

事業収支計画

- 事業開始5年目に当期損益の単年度黒字を達成する計画。
- 28 利益剰余金は4年目を底に5年目は上昇し、最終年度(平成 度)の累積損失額は▲210.5 億

件

(単位:百万円)

				,	
	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
営業収入	3,320	8,298	15,214	21,299	27,661
営業利益	€,885	√ 6,297	▼852	273	4,742
経常利益	▲7,290	121,121	▲1,993	▲1,417	3,406
当期純利益	▲7,290	▲7,121	▲1,993	▲1,417	3,406
利益剰余金	▲13,920	▲21,041	▲ 23,034	▲ 24,452	▲21,046
(参考)手持ちキャッシュ	セツシュ				

- は、A社は詳細な現地調査の結果に基づ している。送信設備の附帯設備について いて必要な額を算出しており、B社は出 カ・タイプ別に算定した単価により計上し 71120
- 資金調達のうち出資による調達について 引受承諾書を受領している一方、B社は 資金調達元から、今後、社内手続を実施 は、A社は増資に応じる出資元から株式 する旨の連絡文書(借入又は増資の別の 記載なし)等を受領している。
- ース導入分として必要な額のリース提供を 検討する旨の文書を受領しており、B社は ・ 資金調達のうちリース及び借入による調 資金調達元から必要な額を満たす資金提 達については、A社はリース引受元からリ 供の意図の表明書を受領している。
- は、両者とも減価償却費や保守費等の固 各年の収支計画における費用について 定的な費用が中心となっている。
- は、受託放送事業は委託放送事業者から の受託放送役務に関する料金のみが収 入となる事業であり、5年間の合計収入と 各年の収支計画における収入について して、B社はA社の約 1.5 倍の収入を見込
- 各年の事業収支計画については、
- 開始から3年目、B社は事業開始から ① 単年度黒字の達成時期がA社は事業 5年目と、A社は2年早く黒字を達成す る計画となっている
- がより早期に累積損失を解消すると見 ② 事業開始から5年目における累積損 失の規模に大きな差があり、A社の方

現預金
事業開始前 H24 年度 H25 年度
出資金 10,000 10,000 10,000
リース対象6,967 を8,543 を9,635 を設備投資賄える額賄える額賄える額
技術的な検討、実験、標準化の活動等の実績
【実験】
ファイルキャスティングサービスに係る伝送特性の測定
関する実証実験、標準受信モデルの検討、移動・歩行等の
おける正受信率の測定、リアルタイムストリ
ング等のサービスの実証実験等を実施。

吉果となっている。 まれる

- から追加的に説明があったところ ば、有線テレビジョン放送受信障 ジョン放送事業者との協議が整わ 5費の個別対策費について、有線テ o た場合に A 社が全額自己負担す 定した場合、
 - :度黒字の達成時期は4年目
- Lの最終年度における累積損失額 |7 億円
- とのことであった。

- **にな根拠に基づいた調達を計画し** 金調達のうち増資について、より
- **§業収支計画における単年度黒字** 時期が3年目と、B社より2年早 成する計画となっている。
- 設計画の最終年度における累積 :額は▲9億円であり、B社の▲ 億円と比べて、大きな差がある。
- 長な財務的基礎の充実という点に のことから、受託国内放送を確実 さし、かつ、継続的に運営するため 、A社を優位であると評価した。
- の実績に関しては、A社は、リアルタ な伝送特性の測定等を実施。B社 (験、車載向け実証試験、回線設計 ・蓄積型サービスの実証実験、移動 :おける正受信率の測定、回線設計 データサービス・蓄積型サービスの 長なデータ収集、8,000km 超を走行し

		屋内伝搬試験を実施。	て得た測定結果を参考に電波伝搬特性の
		1. 计算计划 4	
		・ 稔足仁邱離 8,000km 仝超えの VHF-High 市の道次伝版特性選に・調	備に寺の米쳰。
		査結果を参考に、電波伝搬特性の補正を行い、置局計画の策定を実	・ 標準化の活動に関しては、両者とも、国
		猪。	内での標準化に向けた状況に差はなく、ま
			た、両者とも国際標準化にも取り組んでい
	【標準化の活動等】	【標準化の活動等】	%
	・	・ 協力企業の社員が(幼電波産業会標準規格策定に参画し、平成 22 年	
		9月末に規格化完了予定。	【評価】
	・ 運用規定(素案)を策定中であり、平成 22 年秋頃公開するべく準備	・ KDDI㈱の社員が標準化団体であるFLOフォーラムの理事を務め、	・ 両者とも実証実験を行っているが、B
	° -	規格の策定を推進するとともに、FLOフォーラムの円滑な運営に貢	社は、実証実験の中で、8,000km 超を走
	・ ITU の会合における勧告改訂草案の提案等を実施。	献。MediaFLO方式は、米国TIA、欧州ETSI及びITUにおいて標準技術	行して得た測定結果を参考に電波伝搬
	・ 情報通信審議会等における検討に貢献。	として承認済み。	特性の補正等について実施しており、技
	・ 平成 18 年に、新しいサービスの研究、携帯端末向けマルチメディア	・ 情報通信審議会に参加し、携帯端末向けマルチメディア放送方式の	術的な検証面の確からしさという点に
	放送の有効性のプロモーション等を目的にフォーラムを設立。	技術的条件に関する検討に寄与。	おいて優位性が認められる。
			・ しのため、8在かや後位にあるが評し、
			角した。
回電気通信設備の保	1 無線設備の保守、管理及び障害時の対応の体制及び方法	1 無線設備の保守、管理及び障害時の対応の体制及び方法	・ A社は、中央拠点及び地域拠点における
守及び管理体制並び	・ 社内の中央監視センターと各地域監視センターにより 24 時間監視を	・ 東京のオペレーションセンターにおいて全国の特定基地局の集中監	24 時間監視、保守担当の派遣等による障
に障害時の対応体制	実施。保守計画を作成し、保守業務が円滑に機能するよう体系化。	視(24 時間、365 日)を実施。保守管理については、当該業務に精通し	害時対応体制を整備。技術要員について
がより充実しているこ	・ 障害時の対応体制については、保守担当者の派遣による一次対応、	た会社に委託するとともに、機器調達先ベンダーから保守支援の提供	は出資者である地上放送事業者の協力や
ڵۮ	中央監視センターにおける二次対応体制を整備するほか、障害の規	を受ける計画。	実績のある保守管理業者への委託、社内
	模に応じた事故対策本部の招集、訓練の実施等を計画。	・ 障害時の対応体制については、遠隔制御による障害復旧等の一次	教育等により確保。
		対応の実施のほか、必要に応じた保守委託会社への復旧要請・重大	
		事故対策室の設置等を計画。	・ B社は、東京のオペレーションセンターに
			おける集中監視(24 時間、365 日)、遠隔
	2 技術要員の確保	2 技術要員の確保	制御や保守委託会社への復旧要請等に
	・ 出資者である地上放送事業者の協力を得るほか、保守管理等につ	· KDDI㈱からの出向受入等により確保するほか、地上放送事業者か	よる障害時対応体制を整備。技術要員に
	いては、実績のある業者に業務委託を予定。	らの技術協力について協議中。保守管理については、保守業務に精	ついては出資者である電気通信事業者か
	・ 社内においても教育・訓練を実施予定。	通した会社に委託するとともに、機器調達先ベンダーから保守支援の	らの出向受入のほか、機器調達先ベンダ
		提供を受け、要員を確保予定。	一からの保守支援や保守業務に精通した
		・ 実績のある保守委託会社候補3社及び機器調達先ベンダーと保守	業者への委託、社員研修等により確保。
		計画に問題なく対応可能であることを確認済み。	
		・ 社員研修等を通じた要員育成等を計画。	【評価】
			・ 両者とも、十分な保守・管理等の体制が
			整備されており、両者に差はないと評価し
			た。

国 電波法、放送法そ	1 法令遵守のための体制の整備	1 法令遵守のための体制の整備	【評価】
の他の関係法令を遵	・ コンプライアンス推進委員会の設置、コンプライアンス管理規程等の	・ コンプライアンス関連事項を審議決定する機関として企業倫理委員	・ 両者とも、法令遵守及び個人情報保護
守して適切な方法に	社内規程策定、相談窓口の設置等を実施。	会の設置、啓発活動の方針策定を予定。	の推進のための社内組織の設置や内部
より業務を行う体制	・ 社員等に対する研修の実施等を予定。	・ 社員に対する教育の実施、企業倫理ヘルプラインの設置等を予定。	規程、研修・教育等を実施・計画しており、
がより充実しているこ			両者に差はないと評価した。
ڵۮ	2 個人情報保護のための体制の整備 ・情報管理委員会を設置予定。	2 個人情報保護のための体制の整備 ・情報セキュリティ委員会を設置予定。	
	・ 情報管理規程を策定し、個人情報端末の管理、従業員への教育等を		
	実施。	制限、内部監査、業務委託先との個人情報取扱い覚書の締結等を実	
		拖予定。	
二混信等の防止			
1 既設の無線局等の運用	・ 干渉波を減衰させるフィルターの挿入を前提に検討し、フィルターに	・ 隣接システムとの混信を防止するフィルターの設置やアンテナの偏	【評価】
スは電波の監視を阻害す	よる対策が実施できない場合には、干渉の影響が小さくなるように、設	波面、パターン変更等のサイトエンジニアリングを実施。	・ 両者とも、隣接するシステムとの混信
る混信その他の妨害を防止	置場所の変更、建造物等の遮蔽の利用、空中線の電力分配の調整等	調達する無線設備については、無線設備規則の規定を遵守するとと	回避のための技術の導入について合理
するためのより優れた技術	のサイトエンジニアリングを実施。	もに、必要に応じて、サイトエンジニアリングにより帯域外の輻射を規	的かつ具体的な計画を有しており、両者
を導入することとしているこ と。		定以下に抑えるなどの個別の対策を実施。	に差はないと評価した。
2 既設の無線局等の運用	・ 隣接する周波数帯を使用するシステムへの混信等が発生する場合、	・ 情報通信審議会の検討に参加し、共用条件の策定に寄与した。	【評価】
又は電波の監視を阻害す	関係事業者との事前協議を行った上で、必要な技術的方策の選択、ま	・ 沖縄ユビキタス特区実証試験において、混信等の防止対策を実施し	・ 両者とも、隣接するシステムとの混信
る混信その他の妨害を防止	たは複数の技術的方策を組み合わせ、具体的な状況に応じて個別に	た。	回避のための調整や協議について適切
するための対策がより充実	対処する計画。	計画段階における事前協議内容に基づく、フィルターの設置やアンテ	に実施するための合理的かつ具体的な
していること。		ナの偏波面・パターンの変更等サイトエンジアリングを適宜実施する計	計画か合 しこおう、国合い帝はならいが 第一年 した。
		画	i i
		・ 建設段階において隣接システムの置局状況を考慮し必要に応じてサ	
		イトエンジニアリングを実施する計画。	
		・ 運用開始後において混信の可能性の申告に基づきサイトエンジニア	
		リングを実施する計画。	
		· KDDI㈱からの技術支援、人材協力、置局業務等に精通した工事会	
		社の協力等を検討する計画。	
三 電波の能率的な利用の確保	1 送信の方式	1 送信の方式	・ 送信の方式について、両者とも、標準テ
電波の能率的な利用を確保	セグメント連結伝送方式(ISDB-Tmm)	選択帯域伝送方式(MediaFLO)	レビジョン放送等のうちデジタル放送に関
するための計画の内容がより			する送信の標準方式(平成15年総務省令
充実していること。	2 占有周波数帯幅	2 占有周波数带幅	第 26 号)に規定されている方式を用いる
	14.2MHz	13MHz 又は 13.9MHz	計画を有している。
	3 SEN O計画	画 中 田 十 日	・ 両者とも各種の SFN 混信対策を講じるこ
	\sim		とにより、全国を SFN でカバーする計画と

(いわゆる SFN(Single Frequency Network)を全国で構築)	(いわゆる SFN(Single Frequency Network)を全国で構築)	している。
(2) SFN 混信対策について ・ GPS の同期を利用した NSI 情報による各特定基地局の送信タイミン グ制御	(2) SFN 混信対策について ・ GPS 同期によるスーパーフレーム送出と遅延時間補正 ・ ガードインターバルの付加によるマルチパス遅延の影響低減	・ A社は、ガードバンドを設ける必要がないため、電波の能率的利用に資すると説明している。
・送信諸元及び送信タイミングを調整し、受信信号の遅延広がりをガードインターバル長内に収めることで SFN 混信を低減・ SFN 方式における同一チャンネル混信除去技術	・パイロット信号を用いた伝送路推定によるガードインターバル超えの 混信抑制 ・送信局情報信号(PPC)を用いた SFN 混信の原因送信局の特定 ・沖縄ユビキタス特区における SFN 混信耐性の調査、SFN 混信対策改善手法の有効性の確認等	(追加情報)・ A社の「SFN 方式における同一チャンネル混信除去技術」の具体的な内容は、「送信側からのパイロット信号を受け、受信機側でマルチパス伝送路推定を行う機能を
	・アンテナパターンや遅延時間の調整等による SFN 混信の低減。 ・ 異常伝搬について既知情報の収集及び送信高の調整等による混信対策。 ・ エリア改善のための簡易 SFN リピータ技術に関する計画を検討。	備えることが可能」、「SFN 受信波信号解析装置による SFN 混信の原因局の特定」とのことであった。 また、両者の計画に記載のあった SFN
(SFN 混信の発生世帯数・発生率) ・ 発生世帯数: 812,307 世帯 ・ 発生率: 1.8%	(SFN 混信の発生世帯数・発生率) ・ 発生世帯数: 444,522 世帯 ・ 発生率: 0.97%	混信の発生世帯数・発生率について、両者の前提条件は、A社は送信側対策のみにより計算した値であり、B社は送信側対策策に加え受信機側対策(伝送路推定長)も
4 その他 ・ チャンネル間にガードバンドを設ける必要がないため、電波の効率的 利用に資する。	4 その他・ 周波数の利用効率を高める伝送パラメータの使用計画。・ MediaFLO 方式の歩行速度の受信環境における劣化量の少ないドップラー特性について説明・ 統計多重による多テャンネル化の計画・ オーバーヘッドの少ないプロトコルの使用計画	加味して計算した値とのことであり、A社から追加提出のあった受信機側対策(伝送路推定長)も加味した計算値及び、B社から追加提出のあった送信側対策のみによる計算値によれば、A社からは「発生世帯数:409,697 世帯、発生率: 0.89%」、B社は「発生世帯数:1,342,449 世帯、発生率: 2.9%」とのことであった。
		【評価】 ・ 両者とも各種の SFN 混信対策を講じることにより、全国を SFN でカバーする計画としている。
		 A社は、ガードバンドを設ける必要のないことについて説明をしているが、この点は、技術方式に依存する事項であり、両方式とも適切な技術方式であるとされていることから、両者に差はない。
		その他の項目については、両者に大きな 差はない。

			・以上を総合し、両者に差はないと評価した。
四 その他 一から三までのほか、当該特定基地局を開設して受託国内放送を行うことが、放送の普及及び構造を行うことが、放送の普及及が確全な発達により客与する	【企画会社や関連団体の設立、参加】 ・ 平成 18 年に合同会社を設立、平成 21 年に株式会社化。事業化に向けた取組を実施。・ 平成 18 年に、新しいサービスの研究、携帯端末向けマルチメディア・ 平成 18 年に、新しいサービスの研究、携帯端末向けマルチメディアが決の右効性のプロモーション等を目的にフォーラムを設立、現在 70	【企画会社や関連団体の設立、参加】 ・ 平成 17 年に企画会社を設立、事業化に向けた取組を実施。・ KDDI㈱の社員が標準化団体である FLO フォーラムの理事を務め、規格の策定を推進するとともに、 FLO フォーラムの円滑な運営に貢献。	・ 両者とも、これまでに、平成 17、18 年に 企画会社又は合同会社を設立し、事業化 に向けた取組を行っている。・ 面者とも、情報通信審議会における技術
及り傾至な発達により命与すること。	成述の有効性のノロセーン3ン寺を目的にノオーフムを設立。現在 / 0 社超の企業が参加。 ・ 他のフォーラム (IPDC、AMIO フォーラム)への参画。 【技術的条件策定への貢献】 ・ 情報通信審議会等におけるサービス・技術方式等の提案、下部委員	取。 【技術的条件策定への貢献】 ・情報通信審議会等の作業班、WG、アドホックグループ、ヒアリング等	・ 両者とも、「育教通信番職会における技術的な検討の場に参加し、携帯端末向けマルチメディア放送の技術的条件の制度化に貢献した。・ 両者とも国内、海外において、技術方式
	会に参加。 【普及啓発活動】 ・ 国内、海外において、技術方式、サービス内容等について、主な展示、講演等の普及活動の実績を 45 件程度記載しており、そのうち主要か開示を選集を使ったいといってものある 書演を デーセル 2 部間内 タロー・コンティー 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	に参加。 【普及啓発活動】 ・ 国内、海外において、技術方式の説明、携帯端末向けマルチメディア 放送の理解の促進等について、150 回を超える講演会、展示会等の普 及送の理解の促進等について、150 回を超える講演会、展示会等の普	や携帯端末向けマルチメディア放送の理解促進、プロモーション等のため、累次にわたり展示・講演等普及活動を実施した。 両者とも技術的な検証のための実証実験のは出れま図のサーバフを体験する機
	な成か五、開展五寺にのいる説明内台について、ひい合を計画に記載。 載。 ・ 平成 20 年より東京で開始した実証実験について、平成 20 年3月に約 200 名の参加者を得て、サービスデモ実験を実施。この他に海外の政府関係者や放送事業者等に対し、適宜デモ実験を実施。	なん到で夫祀してあり、夫婦に参加したちョウも他で内合きの一見で添付。 ・ 平成 19 年 11 月より東京で開始した屋内電波実験及び平成 20 年 11 月より沖縄で開始した「ユビキタス特区」における実証実験を通じ、20回近くにわたり、ベンダー、コンテンツプロバイダー、携帯電話事業者をはじめ記者等のべ 300 名近くの者に対して携帯端末向けマルチメディア放送について説明し、また実際のサービスを体験する機会を提供。	wのルネで夫婦のカーにんで体験する協会を提供してきている。 ・ A社は視聴・利用者調査を実施し、利用者の期待に応えうるマルチメディア放送のコンテンツ研究等を行い、B社は採用する技術方式の特長について説明しているとともに、緊急情報の配信に向けての取組を
	【その他】 ・ モバイル端末上の動画・音楽の視聴状況や新サービスの受容性等 について、独自の市場/利用者調査を複数回実施。 ・ デモコンテンツの制作を通じ、利用者の期待に応えうるマルチメディア 放送のコンテンツ研究を実施。	【その他】 ・ 採用する技術方式の特長(省電力、素早いチャネル切替え、伝送効率の向上、SFN 混信への強い耐性、番組ごとに適した伝送品質設定、伝送劣化時にも視聴しやすい映像)を説明。 ・ 緊急情報メッセージを短時間で利用者に伝達する機能を備えており、民間標準化団体(俎)電波産業会)でメッセージフォーマットを策定中。	行っている。 【評価】 ・ 以上から、両者に差はないと評価した。